

令和2年12月定例会 厚生常任委員会記録

令和2年12月14日（月）

15日（火）

16日（水）

17日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和2年12月14日（月）	5 頁
15日（火）	65頁
16日（水）	103頁
17日（木）	131頁

令和2年12月定例会日程

日次	月 日	摘 要
第1日	12月14日（月）	<p>審査日程の決定 地域福祉課審査 議案乙第31号、議案甲第51号 〔説明、質疑〕</p> <p>高齢障害福祉課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳 情 陳 情第11号 〔協議〕</p> <p>報 告（高齢障害福祉課） 鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画・鳥栖市高齢者福祉計画策定について 〔報告、質疑〕</p> <p>こども育成課審査 議案乙第31、36号 〔説明、質疑〕</p> <p>健康増進課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>スポーツ振興課・文化芸術振興課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p>

第2日	12月15日（火）	<p>市民協働推進課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>国保年金課審査 議案乙第31～33号、議案甲第47、48号 〔説明、質疑〕</p> <p>税務課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>環境対策課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p>
第3日	12月16日（水）	<p>陳情 陳情第11号 〔協議〕</p> <p>自由討議 報告（国保年金課） 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間の延長について 〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第31～33、36号、議案甲第47、48、51号 〔総括、採決〕</p> <p>所管事務調査 厚生常任委員会のテーマ（スポーツ推進・文化芸術振興）について 〔協議〕</p>
第4日	12月17日（木）	<p>発言取消しの申出の件 〔採決〕</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年12月14日付託]

議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第48号鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第51号指定管理者の指定について	[可決]
議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)	[可決]
議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)	[可決]

[令和2年12月16日委員会議決]

2 陳情

陳情第11号精神障がい者医療費助成についての陳情

3 報告

鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画・鳥栖市高齢者福祉計画策定について(高齢障害福祉課)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間の延長について(国保年金課)

4 その他

発言取消しの申出の件 [許可]

[令和2年12月17日決定]

令和2年12月14日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長	小柳 秀和
地域福祉課参事	天野 昭子
地域福祉課地域福祉係長	久家 嘉男
地域福祉課長補佐兼生活支援係長	豊増 秀文
高齢障害福祉課長	武富美津子
高齢障害福祉課高齢者支援係長	犬丸喜代子
高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長	小柳 桂子
こども育成課長	林 康司
こども育成課保育幼稚園係長	脇 友紀子
こども育成課子育て支援係長	野中 潤二
こども育成課鳥栖いづみ園長	倉成 光子
健康増進課長兼保健センター所長	名和 麻美
健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
スポーツ文化部長	佐藤 敦美
スポーツ振興課長	小川 智裕
スポーツ振興課振興係長	佐藤 義勉

スポーツ振興課施設係長	時田 丈司
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長	佐藤 道夫
文化芸術振興課長	山津 和也
文化芸術振興課参事兼課長補佐	今村 利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長	佐藤 直美
文化芸術振興課定住・交流センター係長兼市民課係長	大石美由紀

市民環境部長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	牛嶋 英彦
市民課長	野下 隆寛
国保年金課長	古賀 友子
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 日程

審査日程の決定

地域福祉課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第51号指定管理者の指定について

〔説明、質疑〕

高齢障害福祉課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳情第11号精神障がい者医療費助成についての陳情

〔協議〕

報 告（高齢障害福祉課）

鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画・鳥栖市高齢者福祉計画策定について

〔報告、質疑〕

こども育成課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

健康増進課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

スポーツ振興課・文化芸術振興課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

委員・児童委員活動費等交付金の改正に伴い、交付金を受け入れるものでございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出につきましては、資料の4ページをお願いいたします。

項3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費について申し上げます。

節2給与から節4共済費までは、健康福祉みらい部長、地域福祉課、高齢障害福祉課、子ども育成課、広域市町村圏組合などへの派遣職員の人事異動等に伴う補正でございます。

節8報償費は、地域福祉計画策定委員謝金でございます。

節12役務費は、地域福祉計画を策定するに当たり、アンケート調査を行うための郵送料でございます。

節13委託料は、地域福祉計画を策定するに当たりアンケート調査を行うための委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、民生委員連絡協議会補助金として、各地区民生委員児童委員連絡協議会の活動推進費を増額するものでございます。

節28繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金の減額補正でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費について申し上げます。

節2給与から節4共済費までは、生活支援係の人事異動等に伴う補正でございます。

節23償還金、利子及び割引料は、令和元年度生活保護費に係る返還金でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

社会福社会館の指定管理に係る債務負担行為について、補正をいたしております。

債務負担行為のうち、社会福社会館に係る指定管理料につきましては、令和3年度から令和7年度までの社会福社会館指定管理に関する債務負担行為でございます。

債務負担行為の限度額は1億円でございます。

なお、参考までに令和元年度の指定管理の協定額につきましては、障害者福祉センター分、児童センター分合わせて約1,780万円となっております。

以上で、地域福祉課分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部からの説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

4ページの委託料のところなんですけれども、まず、委託っていうのがどこに委託されるのか。

それで、アンケート調査っていう部分なんですけれども、アンケート調査は、具体的にどうということについてアンケートを……、アンケートの項目というか、どういう内容を調査されているのかを教えてくださいませんか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

委託先につきましては、現在、高齢障害福祉課が高齢者福祉計画、障害福祉計画などを策定しているところでございます。現時点では、そのいずれかの業者に随意契約をしたいと考えているところでございます。

次に、アンケートの内容につきましては、前回の計画との比較が必要でございますので、前回はベースに考えることとしておりますが、庁内会議、外部委員から成る策定委員会の意見を聞いて決定をすることとしておるところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

福祉計画、国のほうがやりなさいっていう部分であると思うんですけど、自分の一般質問の中で重層的支援っていう部分、そこも大分絡んでくる内容だろうということで、私自身も大変興味があるというか、関心がありまして。

それで、ここから将来的に大きな枠組みをつくっていくとか、包括的に支援していく、そのためにどうすればいいんだとかいう部分まで含めて、このアンケートの内容っていうのは、そういう会議の中で、しっかりと考えてもらって、今までやってきたことだけっていう部分だけじゃなくて、新たな部分のアンケートの中身も考えながら、将来的に使えるアンケートとしてしっかりやっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

樋口伸一郎委員

4ページをお願いします。節19です。

民生委員連絡協議会補助金の増額についてなんですけど、これ、どういう増額かを教えてくださいませんか。

協議会にどういう理由があって——金額は小さいですけど、どういう増額をしましたっていう。もうちょっと増額の細かい内容を教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

民生委員連絡協議会補助金につきましては、23万円を各年度当初に、民生委員の各地区の

協議会に活動費としてお渡ししておりますが、今回、交付金が2万円増額されましたので、その分を8掛けまして16万円増額するという形になります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

2万円の交付金の増額っていうそもそもは、どういった理由で増額になったんでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

これは、佐賀県からの交付金になってはおりますが、全国一斉にという形でございます。国が、各都道府県に民生委員の活動費を交付した分が、市町村のほうに来ておる状況でございます。

それで、中身としましては、民生委員、よく言われるとおり、なかなか集まらないとか、民生委員の活動が多くなっているとかという部分で、国として、都道府県として、その交付金を増額されたものだというふうに理解をしているところでございます。

樋口伸一郎委員

活動拡充とか、人員とか、そういうことに充てるためということで解釈をしますけど、これ、そもそも23万円で足りよったかとか、足りよらんやったかとか、そういうのも多分、地域ごとによってあると思うんですけど、じゃあその判断を国とか県ができるかっていったら、それもできんと思うんで、例えばですけど、今後のお考えとして、この民生委員連絡協議会の補助金っていうのは、市でも拡充するような考えはお持ちかっていうところを教えてくださいませんか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

こちらの活動補助金につきましては、各地区のほうに出している分でございます。

それで、鳥栖市といたしましては、民生委員の1人当たりの活動費という部分を平成30年度から年間13万2,000円として現在お支払いをさせていただいております、個人の活動費の分につきまして増額を平成30年度に行っている状況でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、引き続き今後の状況とかも、やっぱり地域に対しては鳥栖市が一番目が届くのかなっていうところもありますんで、いろんな意見とか見ながら、平成30年度で終わりじゃなくて、今後いろいろ検討とかをしていただければありがたいなと思います。

終わります。

池田利幸委員

関連で、今、鳥栖市の民児童委員さんの状況といたしますか、欠員とか、かなりやっぱり成り手が厳しいっていうところで、個人さんにも活動費っていう部分、一人頭ってお渡しされ

ているのと、今回2万円の増額っていうところで、民児童委員さんの状況は今どうなっているか、もう一回教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

現在、鳥栖市の民生委員児童委員の定数が152人でございます。

実際に現在活動されている方が141人で、欠員が11人になっているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

欠員になっているところは、そうしたら、区長さんだったりとか、穴埋めというか、どういふうにそのフォローはされているんでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

各地区の民生委員児童委員連絡協議会のほうで、その分の負担を皆様で検討していただいて、行われているという状況でございます。

池田利幸委員

そうしたら、各町区で負担しているんじゃないくて、各地区の民生委員会とかでないところの分をフォローし合っているということによろしいですかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱をいたしますので、民生委員児童委員として活動される場合は委嘱が必要となってまいりますので、各地区の民生委員が共同してその分の補充的な役割をしてもらっているところでございます。

成富牧男委員

同じところ、まず、それから聞きます。

民生委員連絡協議会補助金のこの8地区の協議会の役割をお尋ねします。

それから、さっきの地域福祉計画調査委託料は、いつ頃までにつくるっていう説明はまだしていないよね。いつまでにつくるのか。

それから、社協の仕事になると思いますけど、地域福祉活動計画。これは、もう全く切り離して、社協の計画として、直接は関係ないということでもいいんですかね。

久家喜男地域福祉課地域福祉係長

民生委員児童委員の協議会の役割につきましては、月1回の定例会を行っていただいております。そこで意見交換ですとか、情報交換、あと、研修等を行っていらっしゃいます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

地域福祉計画の部分につきましては、来年度で地域福祉計画の期限が切れますので、今年度からアンケート調査の準備に入りまして、来年度の年度末に新たなものを作成する予定に

議案甲第51号指定管理者の指定でございます。

先ほどの乙議案の債務負担行為の関連議案でございます。

この議案につきましては、公の施設であります鳥栖市社会福社会館を鳥栖市社会福社会館条例第14条の規定によりまして、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、市議会の議決を求めるものでございます。

鳥栖市社会福祉協議会の概要につきましては、議案参考資料に記載をいたしておりますので御参照をお願いします。

なお、事業につきましては、定款に定められた事業を記載しているところでございます。

指定管理者の選定につきましては、平成24年に開催いたしました行政改革推進本部会議において、指定管理者に係る基本方針の運用について協議を行っております。

その結果、社会福社会館は、非公募による選定で鳥栖市社会福祉協議会を指定し、今後も指定管理制度を運用していくとする方針決定がなされております。

今回、更新に当たりまして、本年5月に行政改革推進本部会議を開催しまして、改めてこの方針を確認したところでございます。

鳥栖市社会福祉協議会は、現在まで会館の指定管理者として、協定書、事業計画などに沿って、適正に指定管理業務を務め、また、会館の利用状況は安定しており、良好な運営を維持しているものと認識をしているところでございます。

また、鳥栖市社会福祉協議会自体の経営につきましても、今後も安定的かつ継続的なサービスの実施が見込まれ、特に児童センターにつきましては、子育て世代の利用が多い状況でございます。

さらに、社会福祉協議会は、長年の地域福祉活動等の実績があり、各地区社会福祉協議会の連携とともに、ボランティア、民生委員児童委員等の地域の住民の皆様と連携しながら、地域福祉活動を積極的に推進してきていることから、市民にも高い信頼を得ている団体と言うことができるものと考えております。

したがいまして、社会福社会館の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供、また、地域福祉の推進が期待できますので、引き続き令和3年度から令和7年度までの5年間を指定管理者としたいため、今回提案をしているものでございます。

あと、別に配付いたしている資料がございまして、市から鳥栖市社会福祉協議会に補助、指定管理委託業務を行っている事業の一覧でございます。

なお、ただいま議題となっております部分については、網かけをしている部分が指定管理の部分では該当いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

執行部の皆さんにお願いなんですけれども、資料が大きく変わる時は、手元の資料、我々も並列して資料を置くことができないので、切り替わるんですよ。

だから、切り替わっていることを確認してから、説明に入ってもらっていいですか。

お願いします。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

前も質問したと思うんですけど、社会福祉協議会の役員人事等の任期とかあるわけ？例えば、会長とか理事が改選せないかんとか。

ちょっとそこ、答弁をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

任期につきましては、2年でございます。

藤田昌隆委員

ということは、今、小石会長かな。もう十何年されているはずですよ、会長は。

じゃあ、メンバー表をくれん？会長をはじめ、理事。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時47分休憩



午前11時50分開会

江副康成委員長

再開します。

藤田昌隆委員

市からの交付金の金額も多いし、事業内容ももうルーチン化で、ずっとされているわけですよ。

その中で、理事とか評議員の方の任期がどれぐらいで、今、会長も恐らく長年にわたってされていると思うんで、新しい風を吹かせるっていう意味でも、現状が選挙でやっているの

か、もうそのまま黙って流れているのか、その辺が全然分かりませんので、お尋ねをしました。

任期と、それから、その選出される方法だけを教えて。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

社会福祉協議会の理事の任期は2年でございます、会長や、副会長等の選出につきましては、互選で行われていると聞き及んでいるところでございます。

牧瀬昭子委員

先ほどの指定管理者、今回、非公募だと思うんですけども、この非公募になったのは、ガイドラインの中のどの項目に当たるのかっていうのを教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

指定管理者制度に係る基本方針の5にあります公募及び公募の考え方のうちの(2)非公募とすることができる施設というのが3つありまして、社会福祉協議会につきましては、②の市出資法人等の設立目的と同様の趣旨で設置されている施設ということで、(2)に該当するものというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

それでは、中身についてというのは、市のどういう機関でこの事業が効率的に行われているかというのがなされていますか。

行政なんとか委員会とかいうところで審議されたりもしていますか。それはないですか。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時53分休憩



午前11時54分開会

江副康成委員長

再開します。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

鳥栖市行政改革推進本部会議の中で公募、非公募の決定を行っております。

説明を当初の中でもさせていただきましたとおり、平成24年度に行われた当該会議におき

まして、今後も指定管理を運営していく施設で、社会福社会館については、社会福祉協議会に非公募で行うということが決められているという状況でございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

ということは、その社会福社会館を社会福祉協議会が運営しなければならないとかいう規定があるわけでもないわけですよ。

非公募にするときに、市として行政改革推進本部会議のほうで定めて、それで非公募にしたということで、内容としては間違いはないですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

鳥栖市福社会館は、公の施設ですので、条例の中で指定管理をすることができるという規定がありまして、鳥栖市行政改革推進本部会議の中で、指定管理にするということで、非公募でやっている状況でございます。

牧瀬昭子委員

これまで公募にしたほうがいいのではないかという話とか、公募にして、非公募にするまでに至った経緯で出された情報などは的確かどうかというのを判断する資料として何を提示されていますか、その行政改革推進本部会議のほうには。

決算とか、事業報告とかの予算、そういったものを提出されているということでもいいですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

非公募とした理由につきましては、鳥栖市社会福祉協議会が地区社協、共同募金会、日本赤十字社のほか、ボランティア団体との関係も深く、関係団体と連携し、事業を円滑に進めていくために、社会福祉協議会による管理運営が有効だと考えられるというところで社会福祉協議会が選ばれているわけでございます。

それで、資料につきましては、先ほど委員からおっしゃられた、社会福社会館の利用状況等の資料を提出いたしまして、その中で協議を行っていただいているものでございます。

牧瀬昭子委員

指定管理者に関して、先ほど質疑の中でもさせていただいたのですが、なかなか行政改革推進本部会議の中身が、透明性がちょっとないのではないかなということで、今質問させていただいたのですが、もう少し指定管理者に至るまでの経緯というのをはっきりと示されたほうがいいのではないかなと思うので、ここからは要望なのですが、これまでの行政改革推進本部会議の中で出された資料などを提出していただきたいなと思うのですが、お願いできませんでしょうか。

江副康成委員長

できますか。(発言する者あり)
暫時休憩します。

午前11時58分休憩



午後0時開会

江副康成委員長

再開します。

竹下繁己委員

この指定管理者の関連で、もし公募にした場合、市内に社会福祉法人の認可を受けている団体って、ほかにもあるんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

社会福祉法人の団体は、例えば、保育園とか、高齢者の施設とか運営されている団体でございますが、鳥栖市社会福祉協議会というのは、社会福祉法の109条で、都道府県または市町村に1つずつつくるような形になっている協議会でございますので、そういう部分から含めますと、ほかの社会福祉法人では担うことができない部分があるものと考えているところです。

成富牧男委員

簡単です、質問は。

この委員会資料、指定管理のところだけ黄色くしてあるんですね。

その資料で、主な事業内容等って、これは、高齢障害福祉課になつとるのか——この主な事業内容のリハビリ、各種教室っていう書き方してあるけど、それから、会館管理（1階）って、もうちょっとこれに付け加えてもらえますか、事業内容。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

1階の身体障害者福祉センターのほうで、リハビリと陶芸教室やパソコン教室、絵画教室、洋裁などを行っているところです。

2階が児童センターになりまして、2階のほうでは、子供さんたちが来ておりますけれども、折り紙とか書き方教室とか、そのようなものを行っているということでございます。

成富牧男委員

それと、申請とかもやっておられるということですよ。

この会館管理、そこを一般の人が使うって使い方はないんですか。

久家喜男地域福祉課地域福祉係長

一般の貸館というか、会館の目的に沿った貸館を行っております。

ですから、その使用許可、社会福祉協議会のほうで指定管理として行っているということでございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

いいです。

江副康成委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

oo

午後1時10分開会

江副康成委員長

再開します。

oo

高齢障害福祉課

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、議案乙第31号の高齢障害福祉課部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

武富美津子高齢障害福祉課長

それでは、議案乙第31号、令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、高齢障害福祉課関係について説明をいたします。

委員会資料に沿って御説明をいたします。

まず、歳入です。

資料の2ページをお願いします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金は、令和元年度障害児（本ページ後段で「障害者」に訂正）自立支援給付費の精算に伴う負担金の追加交付分です。

国庫の負担割合は2分の1となっております。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金は、先ほど国庫負担金のところで述べました令和元年度障害児（本ページ後段で「障害者」に訂正）自立支援給付費の精算に伴う県の負担金の追加交付分で、県の負担割合は4分の1となっております。

続きまして、歳出をお願いします。

4ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、節23償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度障害者施設措置費等における国、県の負担金の確定に伴う返還金でございます。

次に、目3老人福祉費、節23償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度介護保険低所得利用者助成事業費における県補助金の確定に伴う返還金でございます。

以上、説明を終わります。

池田利幸委員

すいません、2ページの最初のところで、課長の御説明で、節1の社会福祉費国庫負担金のところなんですけど、御説明で、ずっと障害児と言われていて、これは児童だけなんですか。これ、障害者じゃないんですかね。

武富美津子高齢障害福祉課長

失礼しました。障害者の間違いでございます。

どうも失礼いたしました。

樋口伸一郎委員

同じく、2 ページの障害者自立支援給付費負担金で、一番上と一番下にありますよね、国、県で。

それで、両方から増額補正で入ってきていますけど、これは何か要因っていうんですか、もともとそうやって国、県と調整をして、この時期に補正しているのか、それとも当初からの計画が計算よりも多くなって、結果、金額的に増額になったから、この国、県の補正が増えてきたのかっていう、そこを教えてくださいませんか。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

令和元年度分になりますので、決算が確定した以降になります。

だから、令和元年度分を令和2年度の現計予算で受け入れる形になりますので、令和元年度の精算が済んだための国費、県費の不足分ということになります。

樋口伸一郎委員

そうですね、言い方が合っているか分からないんですけど、前に決算した分が後から入ってくるようなイメージと思うんですけど、だったら、その決算をした時点で額が確定するけんが、それに基づいて入ってくる分というのは、そんな誤差が出らんとじゃないかなと思って。

逆に、誤差というか、この時期に補正するというのは時期的なものになるんですか。

どういう聞き方をした方がいいのか分かりませんが、令和元年度の決算をして、それが後から、後からというか、国、県から入ってくるという考え方でよければ、そんな補正があるような状況になるのかなあっていうのが、よく分からないので教えてくださいたいところがあります。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

これ、毎年のことになるんですけども、歳出のほうは市のほうで単費で出してしまったりしていますので、その分の負担が、当然、国の負担があり、県の負担があると。

だから、もし、出すのが少なかった場合は、その分は翌年度、国、県に返還することになりますし、今回の場合は、自立支援給付費の支出が、実績、決算見込みの段階では、国、県の裏がなかったために、今回、精算という形で、今年度、令和2年度に国からの支給を受けるという形になっております。

樋口伸一郎委員

ということは、前年度決算分でお金を使っている分っていうのは翌年っていうことでいいんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

江副康成委員長

再開します。

武富美津子高齢障害福祉課長

まず、重度心身障害者助成制度につきましては、その対象者は、身体障害者につきましては、身体障害者手帳1級、2級に該当する人、知的障害者につきましては、知能指数35以下の人、重複障害者につきましては、身体障害者手帳3級、かつ知能指数50以下の人が対象となっており、保険診療に係る医療費自己負担に対し、診察月ごとに500円を控除した額を助成する制度となっており、財源は、県と市がそれぞれ2分の1ずつの負担となっております。

精神障害者への医療助成制度としましては、通院といたしまして、自立支援医療費の精神通院制度の適用があり、医療費や薬剤費等の自己負担が1割となり、世帯の課税状況に応じて負担上限額が決まっております。

入院につきましては、所得等に応じて自己負担額の限度が決まる健康保険限度額認定制度の適用がございます。

佐賀県が調査した、精神障害者への重度心身障害者助成の九州県内の状況は、福岡、長崎、大分、熊本の各県について、県と市町村が助成を行っており、宮崎、鹿児島県の両県では一部の市町村が助成を行っており、沖縄県では別の制度で助成を行っている聞き及んでおります。

市議会議長と同日に市長にも陳情がなされており、また、佐賀県にも同様の陳情がっております。

一般質問のほうでもお答えしましたとおり、今月の4日、佐賀県議会の一般質問におきまして、助成対象拡充を実現すべく、市町と調整したい旨の知事の答弁がっており、本市といたしましても県と連携をしながら助成対象を拡大する方向で考えていきたいと考えております。

また、佐賀県への本制度の現物支給の要望につきましても、引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、陳情第11号の現状等についての説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

この際ですので質問等ございましたら、委員の皆さんにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、この陳情に関する協議を終わります。



報 告（高齢障害福祉課）

鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画・鳥栖市高齢者福祉計画策定について

江副康成委員長

ここで、議案外ではございますが、執行部からの報告をお受けしたいと思います。

武富美津子高齢障害福祉課長

タブレットの鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画策定の概要について、厚生常任委員会の参考資料――すいません、議案外で載っている分を開いてください。申し訳ありません。

江副康成委員長

今、送っていますので。（「いいです、お願いします」と呼ぶ者あり）

武富美津子高齢障害福祉課長

9月議会のほうでも議案外で報告をいたしておりました、鳥栖市障害者福祉計画・鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画策定の概要と、鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要につきまして、案のほうができ上がりましたので、パブリック・コメントを開催したいと思っております。

令和3年1月5日から令和3年2月5日の間に開催をする予定となっております。

それに伴いまして、議員の皆様にも、18日の本会議終了後に説明会を開きたいと思っておりますので、そのときは概要版等を使って説明をしたいと思っておりますので、皆さんよろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

今御説明あったんですけど、要は18日にこれをパブリック・コメントの事前説明会で行いますよっていう、周知的に取っておけばいいっちゃうことですかね、この委員会では。

武富美津子高齢障害福祉課長

そのような形で説明をさせていただきますので、御報告でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

執行部からの報告を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 24 分 休憩

oo

午後 1 時 33 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

こども育成課

議案乙第31号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

江副康成委員長

次に、議案乙第31号のこども育成課部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

こども育成課林です。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）について、こども育成課分につきまして、委員会資料にて御説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金の児童手当費負担金につきましては、令和元年度分の額の確定に伴う追加交付分でございます。

目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましても、令和元年度の額の確定に伴う追加交付分でございます。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金で、母子家庭自立支援事業補助金につきましては、独り親の父または母親が資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給する高等職業訓練促進給付金に対する補助金で、今年度の事業費の増加に伴う補正でございます。国の補助率は4分の3でございます。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、公私立保育所等の業務ICT化に要する事業に対する国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。事業の詳細につきましては、こちらも歳出で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、令和元年度の額の確定に伴う追加交付分でございます。

続きまして、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、子どもの医療費助成分のうち、高額医療費に該当した医療費分で保険者または保護者から返還されたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料5ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20母子家庭自立支援事業費につきましては、独り親家庭等の高等職業訓練促進給付金について、当初から新たに3名の方の申請等により、年間見込額に不足が生じておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、児童扶養手当、未熟児養育医療費等の事業に要した経費に係る令和元年度分の国庫負担金等の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目2保育園費でございます。

節2給料から、節4共済費につきましては、保育士等職員45人分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節12役務費、節14使用料及び賃借料、節18備品購入費及び節19負担金、補助及び交付金につきましては、私立保育所等のICT化を推進し、保育士の業務負担軽減を図るため、登降園システム等を導入するための経費でございます。

詳細につきましては、主要事項説明書3ページをお願いいたします。

事業名、保育所等ICT化推進事業です。

目的といたしまして、保育所等におけるICT化を推進することにより、保育士の業務負担軽減を図るものとしております。

事業内容といたしましては、保育に関する計画記録、園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡に関する機能等を有するシステムを導入するものでございます。

こちらの3機能を導入することが国の補助要件となっております。

公立保育所につきましては、事業費260万円のうち、国からの補助が2分の1、市の一般財源が2分の1となっております。

うち213万5,000円を備品購入費、こちら、教室、担任用に44台、出入口用に5台のタブレット端末となっております。

40万3,000円のシステム使用料、6万2,000円の通信運搬費につきましては、2月から試験運用ということでの4園分の2か月分の役務費及び使用料となっております。

私立保育所等につきましては、事業費885万円。この内訳としまして、国3分の2、市が3分の1の補助の分となっております。

対象施設といたしましては、私立保育所が9園、認定こども園が2園、地域型保育事業所が3園、計14施設が手を挙げられております。

事業に取り組むに当たりまして、所要額の調査を行った結果、上限当たりの額1,400万円ではなく、1,180万円でしたので、事業費としましては885万円となっております。

保育所等ICT化推進事業につきましては、以上です。

委員会資料5ページに戻っていただきまして、節23償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度分の延長保育や一時保育、子育て支援センターなどの事業費に係る子ども・子育て支援交付金、私立保育所等の運営費に係る施設型等給付費負担金などの額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目4子育て世帯への臨時特別給付金給付費でございます。

節11需用費、節12役務費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症により不安を抱えた、新生児を持つ御家庭の子育て世帯を支援するため、国の特別定額給付金の支給対象となっていない新生児を対象とした給付金、新生児臨時特別給付金の給付に要する経費でございます。

詳細につきましては、主要事項説明書の4ページをお願いいたします。

事業名、新生児臨時特別給付金給付事業。

目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛などの様々な不安を抱えながらも、特別定額給付金の給付対象とならなかった新生児のいる子育て世帯について、市独自で支援するものでございます。

事業内容、対象といたしまして、鳥栖市に住民票があり、令和2年4月28日以降、令和3年3月31日までに出生した新生児のいる世帯、給付金額につきましては、新生児1人につき5万円としております。

事業費ですが、給付金といたしまして650人――620人を新生児で考えておりまして、転入を30人分見ての650人といたしております。

あと、印刷製本費と郵送代の通信運搬費を650人分上げさせていただいているものでございます。

こちらの財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を充てるものとしております。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

池田利幸委員

ありがとうございます。

主要事項説明書、先ほど最後の4ページの部分の新生児臨時特別給付金給付事業。

まずはこれ、ずっと私も言い続けていまして、委員会の皆さんにも御賛同をいただきながらやってきて、事業化していただいてありがとうございます。

この部分で、まず申請方法、飛松議員の議案質疑の中でもあったんですけど、申請書を提出してもらって、やりますよっていうことを言われていたと思うんですけども、基本的に、児童手当とかで、国の10万円のときは、口座とかが分からないから申請書が要ったと思うんですけど、今回のやつは、自動的に振り込むっていう、申請をしなきゃ手続的に難しいもの

なんですか。普通に振り込んであげるっていうことはできないんですか。

林康司 子育て課長

市で口座を把握しておりますのが、公務員の方はちょっと把握できない分もありまして、他自治体っていうのもありますが、申請をいただいて、その方について給付という形を取らせていただいております。

池田利幸 委員

ありがとうございます。

公務員さんとかもいらっしゃるんで、公務員さんは、基本的には、自分が勤めている自治体のところで申請しなきゃいけないという部分があるから、それも加味したら、もう申請書で全員出してもらえないってことなんですかね。

林康司 子育て課長

そのとおりでございます。

池田利幸 委員

あと、転入を30名想定されているということですけど、ほかの自治体で同じような支援を受けている方でも、鳥栖市に来たときにはもらえますよっていうのは、さっき議場で言われていたんで分かるんですけど、ほか、基本的に、新たに国が出している独り親世帯の臨時特別給付金とか、この辺を同じようなことで、他の自治体でそういうような支給をもらっている方とかでも、鳥栖市に新たにきたら、一切関係なしにもらえますよっていうこといいんですか。

林康司 子育て課長

そのとおりでございます。

鳥栖市に在住していただく予定というか、見込みである方というのを申請書の中にお印を頂くようにして、鳥栖市の市民ということになりますので、その方に新生児、5万円を給付するというようにしております。

池田利幸 委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

続いてそのまま、主要事項説明書でいったら、1つ前のページになりますか、3ページのところの保育所等ICT化推進事業でシステムを入れられるっていうことですけども、システムって多分、何個もあると思うんですよね。

多分、コミュニナビとかを使ってシステムを選ばれるんだと思いますけれども、今回、市の方針としては、システムは各園さんが各々自分たちの使いやすいやつを使ってくださいね、それで、入れたシステムに対して補助を出しますよっていうスタンスでよろしいんですかね。

林康司 子育て課長

御指摘のとおりです。

このシステムの会社は複数ございまして、鳥栖市での導入っていうのは、コミュニナビというシステムを入れさせていただこうと思っております。

ただちょっと、コミュニナビのパンフレットっていうのが分かりづらかったので、市内で導入されているキッズリーというシステムのほうを今、お配りさせていただいているところです。

この書いてあります登降園管理、帳票管理、連絡帳及び園からのお知らせ、こちらの機能を持っているシステムが補助の対象になりますので、業者さんとかも各私立さんに営業とかをかけられているということです。

池田利幸 委員

事業内容のところにも保育に関する計画・記録、園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡に関する機能等を有するシステムを導入することっていうふうになっていると思うんですよ。

要は、園と保護者の皆さんたちをシステムでつないで、保育士の先生たちの業務を軽減してあげるっていう部分だと思うんです。

これ、保育に対する計画とか記録とかいう部分は、市自体も一緒に連携したら、職員さんたち、子育て課の皆さんの業務経験にもなるんじゃないかなと思うんですけど、市と園をシステム的に連携させるっていうことは、議場での議案質疑では、必要ないっていうか、予定はないって言われていたんですけど、それをやることはできないんですか。

それをやれば、皆さんの業務も削減することはできないのかなって思うんですけど。

林康司 子育て課長

すいません、ちょっと、園での管理というか、記録等々の内容を教えていただいているんですか。

倉成光子 子育て課鳥栖いづみ園長

園での計画、並びに日誌、成長記録などについては、現在は手書きで行っておりますけれども、昼休みの時間に時間のない中で記入しておりますので、少しずつこういうシステムを利用して、自動で、事務の軽減につながる形で取り入れることを検討いたしております。

指導計画の内容ですけれども、月の目標とか、子供の育ちについての部分や、子供一人一人の目指す保育内容、そういうところを、0歳、1歳、2歳児は個別に毎月つくっております。

3歳、4歳、5歳児は1クラスずつ、クラスで計画を立てて毎月行っております。

年間案、月案、週案というふうに年度を考えながら作成しているところです。

江副康成委員長

現状のお話は分かりやすかったですけれども、もともと市との連携の御質問だったですよ。

林康司こども育成課長

内容としては、個人情報っていうか、そういったところの園での生活の計画とか、内容ということですので、こども育成課で全員分、一人一人、個人個人のっていうのを把握するというのではちょっと考えていないということです。

池田利幸委員

ありがとうございます。

基本的には、個人の部分は管理しないと思うんですけど、現時点でも市と園さんが情報共有でされている部分、子供の成長の記録とかプライベートの部分じゃなくて、そういう連携の在り方……、今、市から園に対して連絡だったり情報をもらうというのは、どういふうにされているんですか。電話とかで聞き取りをやっているとか、そういう形になるんですか。

それとも、メールとかでやり取りして、情報を全部データベース化にしているとかいうのは。僕が言っているのは、そっちのほうなんですよね。

そっちのほうで連携も、システム化を園とさせることはできないのかなって。

それをすることによって、職員さんの業務の軽減もできるんじゃないですかというふうに言っているんですけれども。

林康司こども育成課長

今、園とのやり取りで主なものにつきましては、保育士さん、嘱託さんとの人的な管理の部分と園の施設の管理、修繕等々があった場合。こちらにつきましては、口頭なりメールで頂いているところです。

それで、あとは、修繕等々になりましたは、もう現場に行って確認をして、どういうふうな対応がいいのかっていうのをお互いやり取りをしている状況でして、その部分について、今回出るICT化の部分でのメニューというのは、ちょっとないっていうことです。

池田利幸委員

ありがとうございます。

私立の保育所については、民間さんなんだと思うんですけど、公立の保育所とかはシステムの市と連携できるのであれば、同じシステムを入れて情報共有っていうか、できればいいのかなっていう部分で今伺いました。

藤田昌隆委員

ちょっと簡単な質問。

I C T化はいいんやけど、例えば、これから言ったら、登園とか帰る時間とかどうのこのとか、写真つきでとかあるんやけど、情報が漏れる、間違っって送信するとか、最近よくあるじゃないですか。

P a y P a y だっって動かんようになって使えんとか、どこかに間違っって情報開示してしまっったとか。

便利になればなるほど悪用されるのがあって、こういうシフト管理か何か書いてあるけど、セキュリティの部分はきちんとチェックしているわけ？

例えば、どこかと業務提携して、ほいで、そういうデータとか扱う会社を間に入れてした場合、結局データは誰か管理せないかん。そういう情報管理はきちんとできているんかなと思っって、非常に心配なんですよね。

何やかんや I C T化すりゃいいっちゃう部分に対して言っるとる割には、きちんとデータとか個人情報がたくさん入っっているわけやけん。

ましてや、免許証とマイナンバーカードを一緒にしようとか言いよるんやけど、マイナンバーも情報がきちんと守れますかと、いろんなものをくっつけてしよるけど、危ないということに全然普及せんわけでしょう。

ところが、こういうやつだっって、登降園管理とか、誘拐とかそういうのに使われるとか、何十人ここに帰るっちゃけんっち。

そういう個人データが入っっているんで、その辺の管理は、意識を持っって、これはもう、提案じゃないけど、お願いですけどね、ぜひその辺はきちんとやってもらわないと、大ごとになるよ。

以上です。

江副康成委員長

じゃあ、御意見ということで承っっていいですかね。

ほかに。

成富牧男委員

大体これに似たようになるんですか。これっっていうか、今資料を頂いているような感じ、これを基に話っしていいとですか、キッズリー。大体こんな感じですよっっていうことでいいんですか。

なら、これを基にちょっと。

絵を見ると、一番上は、主に保護者がされる内容かな。一番上の段、登降園管理、具体的にするの。そこら辺、絵をちょっと説明っしてもらえますか。

林康司 とも育成課長

登降園管理につきましては、園児一人一人にタグを持っていただいて、園に入るときにタッチをしていただいて、そこで管理をするようにいたしております。

保育園の出入口のところに端末を1つ置きまして、専用のタグをそこにタッチしてもらうということで、登降園の管理をするようにいたします。

帳票管理につきましては、それぞれの園児台帳、指導計画、成長記録、年齢に応じたものでありまして、それぞれ計画をつくってもらう部分になります。

連絡帳につきましては、保護者との連絡に使う部分と、今回の分は、各園との電話回線も少ないので、緊急時の連絡等々が朝、一斉のメールで今までできなかったんですけども、それが対応ができるということになっております。

成富牧男 委員

帳票管理のところ、これは園が具体的にやっていく業務ですよ。

この業務は、現在はどうなの……、どなたがって、分かるところもんって言われるやろうばってん、ちょっと教えてください。

倉成光子 とも育成課 鳥栖いづみ園長

帳票管理については、園児の台帳については、毎年保護者の方に書いていただいて提出をいただいております。

それを基に個人の児童票をつくっております。

指導計画、日誌等についても、各クラスの担任が計画は毎月ごとに、日誌は毎日手書きで、午後の時間、お昼寝の時間に記入しております。

成長記録については、3か月置きにその子の特徴を3歳児、4歳児、5歳児の分まとめて記入をしております。

以上です。

成富牧男 委員

要は、今まで手書きでしよったのが簡単になるっていうことですかね、一言で言うと。

繰り返しのところもあるけん、例文も豊富で云々とか書いてあるけん、私なんかもうこういうやつは助かるですたいね、タイピングの下手な人は——余計なことですけど。

要は、これは現在、正規の保育士さんだけがやられているんですよ。

倉成光子 とも育成課 鳥栖いづみ園長

3歳児、4歳児、5歳児はほぼ正職が行っておりますが、0歳児、1歳児、2歳児の担当となった職員は、日誌等は個人で書いておりますので、嘱託の職員も記入しております。

成富牧男 委員

ここんところ、今まではそういう仕事は、会計年度任用職員、そういう人にはさせられんけん、お金の、金額が違うっていうふうな、そういう話ではなかったかね。

林康司 子育て課長

クラスに正職 1 人、担任を置きますということで御説明をしていたかと思います。

成富牧男 委員

そうしたら、確認ですけど、0 歳児、1 歳児、2 歳児って言われたかな、その職員さんは、会計年度任用職員でも、そういう日誌とか、帳票管理に関する部分を今までもやってきたし、これからもやるということですか。

倉成光子 子育て課 鳥栖いづみ 園長

0 歳児、1 歳児、2 歳児の担当となった職員は、皆業務として行っておりますので、今後も行おうと思います。

成富牧男 委員

分かりました。

ちょっと、私の今までの認識と違っていたなっていうことを感想だけ言って終わります。

樋口伸一郎 委員

すいません、ちょっと確認なんですけど、主要事項説明書の 3 ページでいいんですけど、ICT 化。

これは、今回は 14 園ですけど、この 14 園を含めると、この事業に関しては、大体市内の 17 園ぐらいは全部入るっちゃうことになるんですか。

まず、最初に確認。

林康司 子育て課長

私立保育所は全部になります。

樋口伸一郎 委員

分かりました。

これ、ちょっと振り返りますけど、平成 30 年 12 月にあるんですよね、この事業、全く同じもの、新規じゃなくて。

それで、そのときに 3 園、新規園が 3 園、新制度に移行してからの 3 園がこれに手を挙げて、そのときに僕、委員会で質問させてもらっているんですけど、これ、できればこの ICT 化を推進することによって業務負担を軽減するというような目的であれば、極力多くの園がしたほうがいいんじゃないですかと質問したところ、答弁は議事録に残っているんですけど、このときは、私立保育園全部にアンケート等を行っているんですよね。

それで、そのときは、既存の保育園に関しては、このようなシステムみたいなものは導入

というか、もうそういう環境があるので、比較的新しく建てられた保育園の3園が導入したいという希望があったので、3園分の予算を立てたということで答弁いただいているんですよ。

そのときは、平成30年12月。補助基準額も一緒なんですよね、100万円で。そのときは3園しましたと。

ここに至るまで二、三年があるわけですよ。

そのときに、じゃあ実際にその業務負担の軽減を図れたことがほかのにも浸透して、今回、全部が手を挙げたのか。

そのときは、おおむねこの3園しか希望がなかったということで、他の園の希望はなかったけど、今回は全園希望があったということなのか。

それとも、もうこっちからそういうふうにしてほしいと、国の方針もそういうふうになっていますんで、それをしてほしいって言ったのか。そこは率直にどうなんですか。

林康司 とも育成課長

今回は、以前導入された園が負担の軽減になったということで、私立保育所さんからも再度要望がありまして、もう一度導入の意思を確認いたしましたところ、残りの保育所も手を挙げられて。

ですから、同様に認定こども園、地域型保育事業者にも声をかけまして、この施設分手を挙げられたということになっております。

樋口伸一郎 委員

分かりました。

多分、園長会かどうか分かんないですけど、そういう利便性とかは、いろんな意見交換の場とかでも少しずつ周知というか浸透してきて、ここにつながったと信じているところなんですけど、紹介いただいているこれ、キッズリーもその3園もこれを使っているんですよ。

それで、僕、その3年前にどういう効果が出たのかを追っていたんですよ、1年間ぐらいずっと、どういうふうに利便性上がりましたかと、ICT化を図ることによって。

それが、ここ1年の調査でも、実際業務に当たる人、さっき言われたように手書きでされていたところをデータ等で管理しながらやっていくというところで、そこに当たる職員さんの慣れじゃないですけど、そこに慣れていけば便利なんやろうけど、そこに至るまでに結構大変なところとか考えるところは実際にあったというような、現地の意見もあったので。

その辺りって、今後園が増えることによって、新たに出てくる問題にもなってくると思うんですよ。

もちろん、効率的に使えば業務負担減にはつながると思うんですけど、ただ予算をつけて

環境をつくりただけじゃだめなので、さっきちょっとあったような、そういった絡み、状況調査であったり、利便性が実際に上がったのか、業務負担減につながったのかっていうのは、向こうじゃないと分かんないと思うんですけど、その辺りの考え方はどうですか。かえって負担になったりする可能性もあるんじゃないですかっていうところがあるんですけど。

林康司 こども育成課長

今回、私立もほぼ入れられますので、公立についてもその効果等々について保育士、各園に一応お尋ねをしております。

御指摘いただいたような、やっぱり操作に慣れるまでとかっていうような不安の声も多数上がっておりますけれども、やはり今現状の電話対応とか、手書きでの作業とか、そちらのほうの作業が簡素化されるというメリットがより多いというお声のほうが多く上がったので、公立の取組も併せて考えたところがございます。

樋口伸一郎 委員

分かりました。

そうしたら、今これ、園側と行政側でのやり取りなんですけど、実際、園側ではこれを入れてやっているところも、例えば、園だけがそれをするんじゃないくて、利用者さんの保護者側の協力も要るじゃないですか。

ですから、園と行政の関係性はいいんですけど、保護者に対してもこれを使っていたかないと、これをできないっていう方だったら結局一緒なんですよね。

その辺りも、行政のアフターフォローじゃないですけど、園から意見を聞いて、公立は使いやすいでしょうけど、私立に関しては介入していけないゾーンもあるかと思うんで、その辺は呼びかけて、保護者のほうにも、行政から、もう私立の園は全部これになりましたので、できれば協力いただきたいっていうような、これにしていきたいと、保護者も。

そうしないと、保護者は昔のまま、電話対応とかもありだったら、両方をしなきゃいけないんで。

これによってデータ管理とかをするのであれば、どっちかにしないと両方しなきゃいけないんで、そういった呼びかけっていうのも保護者に協力していただかないかんと思うので、何らかの措置というか、情報周知っていうのが必要なんじゃないかなと思いますけど、利用者さんに対して。

どうですかね。

林康司 こども育成課長

まずは、私立保育所には、システム会社さんのほうから、不安がないようにきちんとメンテナンスっていうか、操作も含めて手当てしていただくように、前回もそのようにお答えを、

そういうふうにしていただくようになっていますということでお答えしていたかと思えます。

保護者さんの対応につきましても、同様にそこは園と協議していきたいとは思いますが、園で取り組んでいただくことですので、そこは、園とちょっと相談をさせていただきたいと思えます。

樋口伸一郎委員

ぜひ率直に相談とかしてもらって、実際にもう3年ぐらい活用してきてあるところもあるので、そうしたところの意見を基に、上手に活用できるところは業者さんも生かしながら、業者さんにそういった呼びかけのチラシなり作ってもらいなり、そういう呼びかけもしていただきたいと思えます。

この件に関しては、また一、二年間動向を注視しながら、追って委員会とかで質問をさせていただきますので、御協力をよろしくお願いします。

終わりです。

竹下繁己委員

新生児特別給付金の件で、申請から給付までの流れというか、手続というか、例えば、申請するときにこういう書類が必要で、そういった手続の流れを教えてくださいいいですか。

林康司こども育成課長

まず、申請につきましては、議案審議のときもお答えさせていただきましたとおり、12月11日までの出生の方につきましては、来週早々に申請書を郵送させていただきたいと考えております。

それ以降につきましては、順次、また人数を確認した上で郵送、もしくは出席届を出していただくときにこども育成課なりのほうに、児童手当等々も併せて御案内のときにさせていただいて、その際に申請書の御案内をさせていただくようになります。

それで、その後その申請書のほうをまとめまして、月1回、もしくは2回の給付日を設けまして、順次、対象世帯のほうに支給をしていくように考えております。

竹下繁己委員

じゃあ、申請書1枚持ってくればいいということですかね。

例えば、その申請書に銀行口座とかを書き込んで、写しがいるとかそういうのじゃなくて、もう申請書1枚ぽんと持ってくればいいということですか。

林康司こども育成課長

すいません、ちょっと言葉が足りませんでした。

児童手当の分は、口座等々の添付は必要ございませんけれども、新しく指定される口座があれば、そちらのほうの通帳の写しはお願いするようになっています。

竹下繁己委員

そうしたら、申請しに1回来たら、もう給付までは全然、その申請者は市役所には来なくていいと。

もう銀行振込……、例えば、申請が通りませんでしたとか、そういうケースはないんですか。

林康司こども育成課長

御準備いただいている書類がそろえば、できないことはないと思います。

記入間違いとか、そういうのがあれば、ちょっと支給が遅れる可能性はありますけれども。

竹下繁己委員

申請書1枚でいいなら、ファクスとかメールで申請でもよくないですか。

林康司こども育成課長

ちょっと、印鑑を頂く――署名分ですが、郵送での申請もいただいております。

ファクス、メールでは、ちょっと今のところは考えてはいません。

竹下繁己委員

郵送で可能ならば、そういう御案内も一緒に、今既に4月28日から12月までに生まれていらっしゃる方に案内を出すじゃないですか、申請書を同封で。郵送でも構いませんという一文はそこに入るんですか。

林康司こども育成課長

返信用の封筒を入れてお送りいたしますので、それで返していただければ手続きをさせていただきます。

池田利幸委員

すいません。

今の手続の部分なんですけれども、12月11日の分までは郵送で送るって、そこから後の分は、出生届を新たに出されたところは進んでそこで把握します、転入された方は、後から把握して、また市役所のほうから、確認してから送るっていう御説明だったと思うんですけど、これって要は、市民課と連携して、出生届が出たとき、転入届が出たときで対象って分かるはずですよ。

もうその時点で、市民課からこども育成課のほうに回って、申請書をもらってもらって、例えば、もう口座があったら、その場で申請を受け付けますっていうことは考えられないんですか。

林康司こども育成課長

その対応もいたします。

ごくたまにですけれども、やはりもうお急ぎで、手続されていない方もいらっしゃいますので、その方につきましては、もう後日、きちんと拾い上げて、郵送で申請を促していくようにしております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたら、もう基本的には、市民課とかに出された時点で一旦御案内はします、そこで抜けている部分がないかどうかをちゃんと確認しますよってということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

江副康成委員長

次に、議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）の審査を行います。

林康司こども育成課長

ただいま議題となっております、議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）について、委員会資料について御説明申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金で、1行目及び2行目のひとり親世帯臨時特別給付金給付金事務費補助金及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活実態が依然として厳しい状況にある独り親家庭の子育て世帯に対するさらなる支援のためのひとり親世帯臨時特別給付金、基本給付再支給に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款3民生費、項2児童福祉費、目5ひとり親世帯臨時特別給付金給付費でございます。

節11需用費、節12役務費及び節19負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活実態が依然として厳しい状況にあるひとり親家庭の子育て世帯に対するさらなる支援のためのひとり親世帯臨時特別給付金基本給付再支給の給付に要する経費でございます。

お配りさせていただいております、国が作成した案内通知を基に説明させていただきます。

今回のひとり親臨時特別給付金、基本給付再支給の支給対象者といたしましては、令和2年12月11日時点で既にひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けている方になります。

支給額につきましては、前回の基本給付と同額であり、1世帯当たり5万円。第2子以降、1人につき3万円となっております。

給付金の支給手続きにつきましては、申請不要となっており、可能な限り年内に支給とされておりますことから、議決をいただいた後、事業実施等の決裁を受けまして、来週早々の案内通知の発送、また、年内の振込手続を進めていく予定としております。

また、12月11日時点で国の2次補正の基本給付費の未支給者につきましては、今後、基本給付の申請を行う際に、再支給分の基本給についても併せて申請を行うことで支給が受けられることになっており、その対象者数も見込み、ひとり親世帯特別給付金4,300万円の内訳といたしまして、対象世帯を650世帯に5万円で3,250万円、第2子以降350人に3万円で1,050万円となっております。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

ちょっとすいません、そもそも、この1番の支給対象者に前も基本給付を受けて——ごめんなさい、12月11日時点で既にか。既に基本給付の支給を受けている方が対象だということですけど、いわゆる基本給付の対象にならない人っていうのは、どういう人があるんですか。

既にの部分、給付の対象者、全部なってくるのか、いや、こういうことがある人たちは除外されるっちゃうことやったですかね。

林康司こども育成課長

前回の基本給付の支給対象者といたしましては、令和2年6月分の児童扶養手当の受給者。

それと、公的年金受給のために令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない独り親、それと、感染症の影響を受けて、収入が手当対象と同等水準まで減額した独り親ということですので、それなりの所得を持ってある独り親の御家庭で、そこまで収入が減っていないという方が基本給付の対象にはなっていないということになります。

成富牧男委員

それなら、あと1つ知りたいのは、給付を受けますよね、それで、その給付を受けた者は——これだけに限らないんですけど、いわゆる差押えの対象とか、そういうのにはなるんですか。

林康司こども育成課長

差押えの対象としてはならないことになっております。

成富牧男委員

分かりました。

竹下繁己委員

先ほどの御説明の関連で、6月分の扶養手当の受給者が資格があるということですけど、対象者という7月、8月、9月、10月、11月、12月、この間に独り親になられた方ってどうなるんですか。

林康司こども育成課長

今回の支給の考え方につきましては、前回、基本給付の再支給という考えですので、児童扶養手当の部分ではなり得ません。

ただ、独り親になったことで……、

江副康成委員長

休憩します。

午後2時23分休憩



午後2時23分開会

江副康成委員長

再開します。

林康司こども育成課長

それ以降に独り親になられた方でも、コロナが理由で所得が減った方に対しましては、給付の対象となります。

竹下繁己委員

それ以降でも対象者になるということ、これから先、12月11日以降に独り親になられた方はどうなりますか。

林康司 こども育成課長

鳥栖市は、今回の申請の期限が令和3年2月26日とおりますので、そこまでの方が対象となります。

江副康成委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

oo

午後2時35分開会

江副康成委員長

再開します。

oo

健康増進課

議案乙第31号 令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、議案乙第31号の健康増進課部分の審査を行います。
執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)、健康増進課分について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

補助率は10分の10となっております。

詳しくは歳出で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節2給料から節4共済費につきましては、健康増進課17名、国保年金課6名の職員の人事異動などによる補正でございます。

目2予防費、節13委託料、新型コロナウイルス感染症予防接種システム改修委託料につきましては、先ほど歳入にありました新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康管理システムの改修委託料でございます。

国は、新型コロナウイルスワクチンの接種開始の時期を、具体的には決まっていないが、ワクチンの供給が可能となった場合には迅速に接種を開始できるよう、準備をあらかじめ進めていく必要があるとし、システムの改修については、令和2年度中の事業実施のみを補助とするとしております。

今回の改修は、通知発送のための接種対象者の抽出や、接種者情報の管理をするためのシステム改修委託料でございます。

節18施設用備品購入費につきましては、保健センターに設置するサーマルカメラ多人数測定1台分の購入費用でございます。

現在、健診実施時には、予約の際に受付時間ごとに定員を決めて分散して予約を取り、来所時点での受付の前に検温と手指消毒、マスクの着用をお願いするなど、感染予防を行いながら実施をしております。

現在、検温は非接触型で個別に対応しておりますので、今回導入のサーマルカメラで、対象者の待ち時間短縮ができればと考えております。

目3医療機関等臨時支援給付金給付費、節12役務費につきましては、その下にあります給付金のお知らせのための医療機関等への通信運搬費でございます。

節19負担金、補助及び交付金、医療機関等臨時支援給付金につきましては、感染拡大防止

の対応を行いながら診療を行う市内の医療機関等を支援するため、給付金を給付するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、拡大防止のため尽力いただいている市内の医療機関等においても、感染のリスクや感染防止の徹底、また、インフルエンザとの同時流行の懸念など、いろいろな不安に対応していただいている状況でございます。

そのような市内医療機関に対して、市独自に支援を行うため、新型コロナウイルス感染症地方創生交付金を利用して給付を行いたいと考えております。

主要事項説明書の5ページをお願いいたします。

国は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、保健所中心だった発熱等自覚症状がある場合の相談窓口を、まずはかかりつけ医に相談するように方針を転換し、11月1日からはこの体制になっております。

このような中、地域で医療を担っていただく医療機関等の頑張りが地域医療を左右すると考えられます。

また今後、新型コロナワクチン接種が開始されますが、予防接種の実施についても、医療機関等の協力なくては実施ができません。

このようなことから、医療機関や薬局に対して支援を行うものです。

事業内容につきましては、病院8か所、1施設当たり50万円。診療所59か所及び歯科医院39か所の計98か所、1施設当たり30万円。薬局49か所、1施設当たり10万円の計3,830万円でございます。

以上、説明といたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

池田利幸委員

すいません。

先ほど御説明の、主要事項説明書の5ページのところの、事業内容、対象施設及び給付額についてところで、病院8か所、診療所・歯科98施設、薬局49施設ってなっているんですけど、ちょっと2点。

すいません、これ、私の勉強不足で大変申し訳ないんですけど、まず、病院と診療所ってどういうふうな区別になるのか、その区別を教えてくださいたいのが1点。

あと、2点目が、今挙げてある、8か所、98か所、49か所って、市内の病院、診療所とか、

全てをカバーしているのかどうなのか。

その2点、お答えをお願いいたします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

まず、1点目の病院と診療所の区分けでございますが、医療法上で区分けがございまして、病院のほうは、入院の病床が20床以上、診療所につきましては、19床未満、もしくは無床、ベットがないところを診療所というとなっております。

2点目ですが、ここに挙げている施設数につきましては、保険診療を行っているところをカバーする状況でございます。

今後、議会終了後、要綱の作成をいたしますけれども、市内に所在する医療機関で、診療日数を1週間に1回以上診療しているところっていう条件には、全部該当する形になっております。

藤田昌隆委員

システム改修委託料やけど、これ、来年のワクチンを打つ準備ですよ。

それでさっき、令和2年度内にという縛りがあつたんやけど、例えば、まず、ワクチンがもしできたら、打つ順位、要するに、高齢者とか医療関係者が恐らく優先順位からいくと1番、2番とかなるんやけど、ほいじゃあ、ほかの人ね。

これ、例えば、ワクチンを申し込むにしてもよ、どこに申し込むのか。パソコン上で申し込んでくださいますとかさ、そういうふうにするのか。

そこもだし、今度はワクチンを打つ場所、恐らく集中的に来ると思うんよね。

だから、まちづくり推進センターとか、ああいう公共物を使わないと、なかなか順番が回ってこないとか。

例えば、まちセンでするにしても、ちゃんとした医療環境っていうか、そういうのもあるんで、果たして令和2年度内にその準備ができますかっち。

それが1つ。

それと、今、病院、診療所・薬局で50万円、30万円、10万円ということで、1つは、前回、歯科医師会で陳情があつて、非常にありがたいという言葉もあるんやけど、これも一律に、いつから、例えば、1月から、今回の議会で承認になったら、すぐさまの支給開始にするのか。それも申請による方法なのか、どうなのか。

ちょっと、まとめて答えてくれん？2つの問題。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

まず、1点目のワクチン接種についてでございますが、詳しい内容が国から下りてくるのが今週の18日に自治体説明会がある予定になっております。（「18日にあるわけ？」と呼ぶ者

あり) はい。

それで、その前に文書であらかじめ予定として下りてきた中で、システム改修っていうのは、通知のためのシステム改修なので、「通知のため」と呼ぶ者あり) 通知のためのシステム改修。

ワクチンの通知及び受けた人の管理、入力をする、通常、うちで行っている子供さんの予防接種の通知発送ですとか、受けた方の入力をする予防接種の管理台帳のシステム改修についてのみ、「(「についてのみ」と呼ぶ者あり) 令和2年度の対象にする。ですから、通知を出す準備ができるように、急いでシステム改修だけをしなさいっていうのが現状でございます。

それで、この後の、さっき、藤田議員が言われたような、集団で行うのか、個別で行うのか、集団だったら会場をどうするのか、予約の受付をどうするのかっていうような内容につきましては、今後、自治体説明会で、ある程度の内容が下りてくる予定ですので、それを受けて、医師会等と協議をしながら行っていくと。「だから」と呼ぶ者あり)

江副康成委員長

よかですが、次の質問、答弁を待たずに、いいですか。

2つあるけれども。

藤田昌隆委員

もうよか。もう大体想像つくけん。

じゃあ、ちょっといい？

そういう場合が、こっちのシステムだけ改修しても、今度は医療側の体制もきちんとリンクせんといかんと思うし、要するに、じゃあ、令和2年内にするっちゃうのは、システムだけの改修、しかも、執行部だけというか、行政側じゃあちょっとおかしくない？その辺、どう思われますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

システムは、この令和2年度中の補助って言われているのは、あくまでも行政のほうのワクチン、予防接種台帳の整備のための分が令和2年度の補助ですので、そのほかに、例えば、ワクチンが円滑に回るようなシステム等については、国が別途システムの構築を検討しているということでございます。「国が別途にや」と呼ぶ者あり)

江副康成委員長

質問、続けますか。

藤田昌隆委員

それは、余計難しかろう。

それこそ、市なり自治体に落とし込まんことには、国が管理ができるわけないやろうもん、

ねえ、どう考えても。

いかがでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

詳しい内容は、まだ18日に下りないと分からないんですけど、ワクチン自体も何種類か、今で言われているところは3種類が予定されて、ワクチンの配付がどのようにされるかも、まだ国のほうで決めた上で、都道府県に下ろして、それが市町村に下りてくるってことです。その流れの中で、どういうシステムが開発されるのかは、今後、国の説明を受けてのことになると思います。

藤田昌隆委員

いや、私が心配するのは、これ、全国で用意ドンになった場合に、いや、ちょっとうち、遅れましたっ、対応が遅れましたったらよ、もう優先順位が物すごい、半年以上の誤差とか、それぐらいの差が出てくると思うんですよ。

だから、考えるだけ考えて、どういう対応が必要かっちいうのを、国がどうのこうのやなくて、市として構築をした上で、国の対応に合わせてするっちゅうのをしないと、大失敗しますよ。これだけは言っときます。

ぜひ早急な対応を、自分たちで考えて、ほいで、県とか国の対応とすり合わせて、どういうふうにすればつつがなく、順番的にきちんと対応できるかだと思うんで、ぜひ気合い入れて、よろしくお願いします。

以上です。

江副康成委員長

じゃあ、意見、要望ということで。

樋口伸一郎委員

主要事項説明書の5ページで、医療機関等臨時支援給付金給付事業についてなんですけど、ちょっと教えていただきたいことなので、分かる範囲で答えていただければいいんですけど、これ、さっきちょっと出てきましたけど、歯科医師会の要望とかもこれまであったわけなんですけど、佐賀県の動向及びですけど、近隣自治体の状況が分かれば教えていただきたいんですけど、分かる範囲で。

分からなければ、それまででいいです。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この給付金という形で、県内で実施を計画しているのは、この12月議会、白石町さんが1施設20万円という給付金の予算を計上しているという話をしております。

それで、このほか、医療機関への支援ということでは、みやき町さん、基山町さんが感染

防止対策として支援を行っている。

あと、多久市が新しい生活様式支援事業ということで実施をしているということです。

それとあと、佐賀県が国の補助を受けて、医療機関等に感染防止対策という補助、助成をしております。

知っている分は以上でございます。

樋口伸一郎委員

もう一回確認ですけど、簡単に言ったら、うちが周りに合わせて後から始まったのか——似たようなものも含めて。

それとも、よそはないけれども、完全に独自で先行してやるっていう、どっちに近いですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

給付金という形では、県内ではこの12月議会に、うちと白石町が出している形で。(発言する者あり)

感染予防対策という形では……、(発言する者あり)

江副康成委員長

ちょっと、ごめんなさい。

暫時休憩します。

午後 2 時 53 分 休憩



午後 2 時 55 分開会

江副康成委員長

再開します。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

県内自治体の医療機関等に対する助成としては、2タイプございまして、感染予防対策に係る補助金、例えば、マスクを買ったり、消毒薬を買ったりってするのに対する実費の補助をしているところがみやき町、基山町がございます。

それに加えて、佐賀県が国の助成を受けて医療機関に同等の感染対策防止策の補助金を出しております。

それで、今回、うちが行っているのは、給付金という形でございますが、給付金としては、白石町と鳥栖市がこの12月議会に提案しているのが県内では2か所というふうに聞いております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

じゃあ、その新たな部分っていうか、今回は独自と書いてあるんで独自——白石町にはあるということで解釈して、そのまま関連で次なんですけど、近隣自治体にも病院、診療所・歯科、薬局ってあるじゃないですか。

そこといろいろやり取りする必要はないかなと思うし、独自でやるのは、異論は全然ないんですけど、例えば、鳥栖市民の方がいろんな病院とかに行くわけですよ、逆もあるし。

それで、その辺っていうのは、近隣の状況とか、ある程度確認してこれをつくっていくのか。

それとも、もう完全に鳥栖市は鳥栖市だけで考えてやっていったのかっていうところがちょっと知りたかったんですよ。

取りあえず、鳥栖市だけでやろうと。

もちろんそうですけど、まず、周りの状況もどういふふうな状況かなっていうのを見た上でやるのと、また……、大体いつも先進事例を調査・研究しながらっていうのがつくじゃないですか。

これに関しては、もう独断でばんってやったのかっていうところを知りたいんですけど。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この給付金につきましては、10月に佐賀県の保険医協会から要望書がございました。その中には、山形県の事例を挙げて、県で医療機関等に支援が行われているという旨が例示され、要望書がございました。

それで、近隣の自治体とはリンクはしませんけれども、山形県の事例はございます。

樋口伸一郎委員

じゃあすいません、ここの考え方を最後に教えていただきたいんですけど、例えば、そうした山形県の事例がありましたよね。

それで、鳥栖市はこれでいいと思うんですけど、今後、佐賀県はどういふふうにしようかなとか、その考え方とか、近隣自治体もこうした検討をされているような動きとか情報って、何らか得ていますか。県でもいいですけど、考え方みたいな。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

県内他自治体の同様の状況については、特に情報は得ておりませんが、うちのほうで給付

金を検討した中では、今回、第7次の総合計画にも上げておりますけれども、かかりつけ医、かかりつけ薬局を、地域医療体制の構築のためには、市民の方への周知とともに、その構築については、重要な今後の課題だと考えておりますのも含めて、このような給付金の創設を提案したところでございます。

樋口伸一郎委員

最後、要望というか、意見なんですけど、ぜひ県にも、こういうことをうちはやっているんだぞということでお知らせいただければありがたいです。

以上です。

竹下繁己委員

この給付金ですけれども、感染予防対策と言ったら、マスクとか消毒液に使ってくださいというような目的で補助をするわけですけれども、この給付金にしたときに、その主要目的とかに何かひもづけとかはされるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

特にひもづけを予定はしておりませんが、申請の際には、各医療機関等、あと、薬局などで実施してある感染予防対策、あと、お金に出てこない部分——従業員さんの労力等も含めて、そのようなアンケートを取りたいと思っております。

竹下繁己委員

こういうものに使いますというような計画を提出させるとか、どっちかって言うと、行政から後追いで、何に使われましたかとかの調査は今後されるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

後追いの調査という形よりは、申請時点で現状を把握するところも含めて、アンケートを考えております。

竹下繁己委員

この給付金、ちょっと心配なのが、例えば、福利厚生に使いますとか、設備を充実させますとかいう計画で申請をされた後、それが適正に使用されると願っていますけれども、例えば、個人経営の診療所とかやったら、自由に使えるじゃないですか、ちょっと車の頭金にするとかさ、何か、平和の鐘つくりましたとかなくなってくるとか、不正に使われる危険性っていうのはないんですかね。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

先ほど名和課長のほうから申しあげましたように、補助事業として県とかみやき町がやっている分については、いろんな防護策、マスク、消毒、あとは仕切りとか、そういった物については、実績が必要となってくるような補助事業のタイプの助成金なんですけれども、今

度、そのような形ですると重複した形での補助金になってしまいますので、そういった重複を避けるために、あくまでも今後の地域医療を支えていただくための支援金としての給付と、そういった位置づけで今回、給付をしますので、給付金の使途については、基本的には我々が頂いた特別給付金10万円と同じような考えを持っております。

以上です。

竹下繁己委員

自由度が高いほうが現場は使い勝手がいいんだらうなどは思うんですけど、もう一步踏み込んで、この医療機関とかじゃなくって、医療従事者給付金とかも、ちょっと頭の隅に考えて、今後検討していただきたいなど要望して終わります。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 3 時 14 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

スポーツ振興課・文化芸術振興課

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

これより、スポーツ文化部関係の審査を行います。

スポーツ文化部は2課一括して審査を行います。

議案乙第31号の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

厚生常任委員会資料スポーツ文化部関係をお願いいたします。

2ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節2保健体育使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡散防止対策といたしまして、市民プールを開設しなかったことによる減額補正でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

山津和也文化芸術振興課長

続きまして、歳出の補正について御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課職員10名分の制度改正及び人事異動に伴う人件費の補正となっております。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節2給料から節4共済費につきましては、機構改革によりまして、部及び課の新規設置による職員増——7名増となっております——及び給与条例改正によるものでございます。

節11需用費及び節13委託料につきましては、令和3年5月10日に行われる東京2020オリンピック聖火リレーの実施に向けた諸準備を本年度から行う必要があるため、必要な経費を計上するものでございます。

続きまして、目2体力づくり推進事業費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、ロードレース大会が、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から実行委員会において中止と判断されたための減額補正でございます。

続きまして、目3体育施設費、節11需用費及び節13委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡散防止対策といたしまして、市民プールを開設しなかったことによる減額補正でございます。

節15工事請負費につきましては、市民球場改修工事に係る増額補正でございます。

次に繰越明許費について御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

款10教育費、項5 保健体育費の聖火リレー運営事業につきましては、令和3年5月10日の実施予定でございますが、早期に警備業務を発注し、警備員を確保する必要があることから、繰越しをお願いするものでございます。

また、市民球場改修事業費につきましては、主に市民球場グラウンド改修工事に伴うものでございます。

この改修工事の設計において、工事期間を要することが判明しましたため、翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますようお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

樋口伸一郎委員

すいません、3 ページの市民球場改修工事費についてなんですけど、これ、補正額っていうよりも、現在の進捗状況っていうか、それを教えていただきたいんですけど。

工事の進捗じゃなくて、これまでの進捗状況と、併せて繰越明許費につながるように。

小川智裕スポーツ振興課長

鳥栖市民球場の全体的な改修工事ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

球場につきましては、スコアボードのスクリーン工事、こちらのほうが……、（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 3 時19分休憩



午後 3 時20分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

すいません、まず、スコアボードのフレーム工事ですけれども、こちらのほうが令和3年2月26日まで工期がございます。

あと、それに伴いまして、スタンドの内装関係——建設、電気、機械ございますけれども、こちらのほうがちょっと工期を延ばしております。大体2月ぐらい、同期ぐらいまでを延ばしておるところでございます。

それと、今回、繰越しをさせていただきます分、グラウンド改修工事。こちらのほうが、設計が12月までかかっておりまして、それから発注をさせていただくと。

それで、先ほどの設計の中で、ちょっと養生期間が必要ということで、6月ぐらいに工事を行いまして、来年の8月ぐらいまでを工事期間ということで今、検討いたしております。

それとあと、今回補正をお願いをしております部分が738万2,000円、これも工事費のほうになりまして、こちらにつきましては、工事を行う中でファウルポール、外野フェンス、そういったものの工事が必要ということで出てきましたので、増額補正をお願いするものでございます。

以上、御説明を終わります。

樋口伸一郎委員

そうしたら、大体分かったんで、年度内に終わるものと、年を越えて始まっていくものっていうのが、今、概要説明で分かったんですけど、主に繰越明許については、グラウンドだけみたいな状態でいいですか。そこをもう少し詳しく教えてもらったら、終わります。

小川智裕スポーツ振興課長

市民球場のグラウンドの工事、こちらのほうが主でございまして、それとあと、先ほど申しましたファウルポール、外野フェンス、こちらの改修工事、そちらのほうに合わせて繰越しをさせていただきます。

以上でございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

すいません、今のと同じところなんですけれども、今回、補正で738万2,000円上げてありますよね。繰越しで8,500万円でしたっけ。（発言する者あり）

そうですね、8,500万円上がっている。これは、今回補正で上がっている部分は、補正で738万2,000円を上げたのをそのまま繰越明許費に持っていくってことですか。

8,500万円は元からあった分を持って行って、738万2,000円は今年度内に工事する分として、

足りないから上げたっていう形になるんですか。

江副康成委員長

いいですか。

暫時休憩します。

午後 3 時 23 分 休憩



午後 3 時 24 分 開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

御質問にお答えをいたします。

今回補正をさせていただきます738万2,000円、それとあと、今回の執行残がございましたので、それと合わせまして、先ほども申しましたファウルポール、そういった関係のものを発注いたしまして、それを繰越しさせていただくものになります。

池田利幸委員

ありがとうございます。っていうことは、この738万2,000円ももう繰越し用で持っていくっていうことでいいんですね。

分かりました。ありがとうございます。

竹下繁己委員

3ページのプールの委託料、1,400万円の減額ということで、これ、監視業務のみの金額ですか。

小川智裕スポーツ振興課長

監視業務のみになっております。

竹下繁己委員

そのほかにも何か、管理とか清掃とか、そういう業務っていうのは補正にはならないのかな。そもそも予定立てられていなかったということかな。

小川智裕スポーツ振興課長

それ以外にもございます。

額のほうがちょっと少額になっておりますので、3月補正、決算見込みのほうで整理をさせていただきますように考えております。

竹下繁己委員

まずは光熱水費と監視業務だけ減額補正したということによろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

金額が大きい光熱水費とプールの監視業務、そちらのほうを減額補正を今回させていただきます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

3ページの款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費の節13委託料の聖火リレー警備業務委託料について教えてください。

5月10日に行われる予定だということなのですが、現在のコロナ禍の状況を見ていると、完全にできるという状況にまだなっていないのかという世論もあるところだと思うんですが、前回は2日前に福島の聖火リレーが中止になったということを受けて、今回の鳥栖の分はキャンセル料とかが発生しなかったということでした。

今回もキャンセルになったときっていうのは、もしかしたら間に合うかもしれないと思うんですが、もし完全にやらないってなったときのそのキャンセル料っていうのが発生するかどうかの契約について、現在のところで、もう何か交わしているものがあったら教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

今回、補正予算をお願いしている分っていうのは、今後発注をかけていくことになります。

中止のタイミングが発注後とかになるとキャンセル料が発生する可能性がございます。

ただ現在、参考になりますけれども、本年度実行予定のときに執行させていただいておりました、懸垂幕等の執行分がございます。その分は、来年度に使えるようになっておりますので、その辺では、無駄がない状態で現在はなっております。

それで、来年度以降発注についての分が今のところ実施見込みということで準備はいたしておりますが、中止の時期によっては発生するおそれがあるかと思っておりますので、その点は、慎重に国の動向等を確認しながら、対応を取っていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

発注後に実施が中止になった場合っていうのがキャンセル料が発生する可能性があるということなんですが、その辺りは、委託されてる業者さんと、この辺りがぎりぎりラインですねというような、いつがめどになっているのかっていうのがもう決まっていれば教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

まだ現在、そういうふうな打合せ等行ってないところがございます。

今後、もしかしたら中止になるかという視点で、その点も考慮しながら日程調整を進めさせていただきますと考えております。

池田利幸委員

すいません、何度も。

さっき聖火リレーの業務委託って、もう既に補正上げられて、5,880万1,000円ですよ、補正後の予算額。

それで、繰越しでは924万円を繰越しされるってことは、差し引きしたら、ほぼ5,000万円近くは今年度で使うっていうことになっていると思うんですけど、すいません、その内容って教えて……、かなりでかい額で、聖火リレーは来年ですよ。

だから、今、現実の5,000万円ぐらいって何を委託されているのかって、そこ、教えていただけますか。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 3 時30分休憩



午後 3 時31分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

御質問の節13の委託料、こちらにつきましては、聖火リレーが781万円で、それ以外につきましては、従来の委託料を含んでおりますので、この5,000万円という額になっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これ、もろもろ全てのってことですね。

僕が危惧したのが、ここ、聖火リレーって書かれていて、5,000万円も既に使っていて、来年なくなったら一体どうするのって話だったんで。

全てを含めての委託料ということですね。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

すいません、4ページ、今度は繰越明許費の924万円。内訳というか、予定というか、さっきの分、教えてもらえませんか。中身をもう少し分かりやすく。

小川智裕スポーツ振興課長

すいません、3ページの目1保健体育総務費の節11需用費、こちらのほうの消耗品、こちらがスタッフのTシャツ関係とか、そういったものを予定しております。それで120万円。

その下の印刷製本費、こちらのほうが、案内のチラシ等で23万円を予定しております。

それと合わせて委託料になります。

樋口伸一郎委員

いや、素朴な疑問なんですけど、この繰越明許費って、さっき言われた来年度の予定でいくと5月10日でしょう。時間は物すごくないなと思って。

2か月……、もう来年度に入ってからすぐなので、これだけの金額を繰り越したはいいけど、5月までになって考えたときに、ちゃんと計画があるのかなと思って。

計画というか、執行していくための。

そこら辺はどうですか、期間とかを考えたら、球場みたいに来年度いっぱいあるとかやったら全然問題ないんですけど、これに関しては、もう今の計画だと尻が決まってるので、繰り越す額によっては、繰り越したはいいが、期間が来てしまったっていうふうにもなりかねるので、その辺の予定、計画は立ててあるということでもいいんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

消耗品とか印刷製本費につきましては、大体3月とかぐらいで周知用のチラシとかになります。

あと、一番大きい警備委託料、こちらのほうが、調整に入るのが2月ぐらい、委託の期間が2月ぐらいからということで考えて、その調整を年明けから入るような形になるかと思えます。

樋口伸一郎委員

質問じゃないです、要望というか、意見ですけど、予定どおりいけば年度越してすぐ来ることでもあるので、今、こういう御時世だから多分、人を寄せるとか、そういうところになると、結構その辺も、いつもしなくていいような危惧であったり予測もしとかないかんで、そこは、あったときはスムーズに行けるように、今の段階ではちょっと要らぬ世話かもしれないですけど、よろしくお願いします。

成富牧男委員

2つ。

1つは、3ページの款10、項5、目1の節2給料の補正額、いわゆる共済費までのところやけど、先ほどの説明、もうちょっと丁寧に、せつかく1,682万3,000円増えとるわけでしょう。

そいけん、一人一人の給料ば言う必要はないけど、これだけ増えたっちゃけんさ、主なプラス——マイナスもあったかもしれんけど、プラス要因、こういうことがあって、例えば、部長が増えた、課長が増えたとか、ちょっとあらましぐらいは言ってもらいたいのが1つ。

もう一つは、さっき竹下議員の質問は、私、もつともだと思ったんですけど、少なかって言われたその金額、3月補正で落としますって言われた、いくらになるかでまた言いようがありますけどね、もう執行せんわけでしょうが。

執行せんでいい金は早目についていうのは私、いつも言っている話ですけど、一応、その金額は幾らぐらいなんですか。

その2つ。

小川智裕スポーツ振興課長

まず1点目、目1保健体育総務費の人員費について、説明が漏れておりまして、申し訳ございません。

今回、11月の機構改革によりましてスポーツ文化部が新設されております。その関係上、部長が1名増となっております。

それと併せまして、国スポ・全障スポ、そちらのほうに対応するため、国スポ・全障スポ推進課が新設されておりまして、そちらの人員の分、6名が計上されております。

合計7名の増ということで、こちらを増額補正、お願いをしているところでございます。

2点目、先ほど、すいません、御説明が漏れておりまして、3月の決算見込みで対応をさせていただきます分について御説明をいたします。

手数料関係で水質検査の手数料、こちらのほうが13万6,000円不用見込みとなっております。

それと併せまして、今度、プールの券売機関係、いつもレンタルで借りておりますけれども、そちらのほうが39万6,000円、「あるやん」と呼ぶ者あり）こちらを減額補正をするように考えております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

成富牧男委員

質問じゃないですけど、それを少額っちゅうたらいかんと私は思います。

使う見込みがあるっていうのなら、まだ分かるけどね、13万円、39万円っちゅうたら、も

令和2年12月15日（火）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	牛嶋 英彦
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	原 祥雄
市民課長	野下 隆寛
市民課整備係長	西山 美沙
市民課市民係長	栗山 英規
国保年金課長	古賀 友子
国保年金課健康保険係長	田中 綾子
国保年金課長補佐兼年金保険係長	熊田 吉孝
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
税務課長補佐兼市民税係長	槇 浩喜
税務課固定資産税係長	有馬 健次
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博
環境対策課環境対策推進係長	北 三希子
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長	高松 隆次
環境対策課環境施設調整室環境施設調整係長	舟越 健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 日程

市民協働推進課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

市民課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

国保年金課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

議案甲第48号鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

税務課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

環境対策課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開会いたします。

〰〰

市民協働推進課

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第31号の市民協働推進課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、ただいま議題となりました、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民環境部市民協働推進課関係について御説明いたします。

厚生常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づきまして、本通町公民館の改修及び下野町公民館の改修に対する補助金を交付するものでございます。

事業の概要につきまして御説明いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

本通町公民館につきましては、屋根・天井、トイレ等の改修、また、下野町公民館につきましては、雨戸の設置、手すりの取付け等の改修を行うものでございます。

本通町公民館につきましては、概算の見積り額が472万円ほどとなっております、下野町公民館につきましては、対象の概算見積り額が92万7,000円となっております。それぞれ対象工事費の10分の3を補助するものでございます。

以上、市民協働推進課の12月補正予算の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

この7ページのところなんですけど、今回、本通町と下野町のほうで改修されるってことなんですけれども、これ、採択基準とか、申請から採択になるまでっていう手順がどうなっているのか教えていただけないかなっていう部分。

それと、今年台風があったときに結構公民館とかまちづくり推進センターとかを避難所にされて、皆さん行った中で、私も原町にある基里まちづくり推進センターの分館に行ったときに、あそこも全面ガラス張りで、台風で避難しているけど、大分危ないなっていうのを感じた部分がありまして、今回、下野町は雨戸の取付けとかそういう部分で上がっているんですけど、それから、町区から申請が上がってされるもんなのか、順番的にされているのか。

その優先順位とか、その辺の申請から、なるまでの手順を1回教えていただけないかなと思ひまして。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この自治公民館建設等補助金の申請から交付までの手順でございますけれども、まず、町区のほうから改修についての御相談がこちらのほうにありまして、その部分で、改修の内容と見積書を町区のほうで御用意をいただいて、それを市民協働推進課のほうで拝見をいたしまして、補助に該当するということになったときに、まず予算計上を議会のほうにお願いをして、予算計上が終わりましたら、その後すぐに本申請を町区のほうから提出をしていただきまして、事業に着手をしていただくという形になっております。

事業が完了いたしましたら、30日以内に実績報告書を出していただきまして、完了検査を行い、補助金の確定をいたしまして、補助金の交付というような流れになっております。

それで、今回、台風の関係で、先ほど御指摘がありました全面ガラス張りとか、危ない箇所など、こちらにつきましては、自治公民館の部分につきましては、町区からのやはり申請によって対応しているところで、市役所のほうから順番にやっていっているということはありません。

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、これは町区の公民館、ちょっとずれてしまいますけれども、原町はまちづくり推進センター分館とかいう、まちづくり推進センターのやつは、危ないなと思ったら、市民協働推進課のほうで改修されるんですか。それも基里地区とかから上げるとか、地区から

上げるとかいう話になるんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市が管理しておりますまちづくり推進センターにつきましては、市役所のほうで、危険な箇所については、順次改修を行うということになるかと思えます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

公民館とかも、町の方々が災害と防災っていう部分で、大分今回、皆さん注意されて、町区から申請も上がってくるでしょうし、そういうふうに向こうから上げてくる分と、市が見て危ないなっていうところは、どがんですか、申請してみませんかという御案内は、かけていただいてもいいのかなと思うんで、よろしく願いいたします。

成富牧男委員

今の関連やけど、最後に言われた、声をかけるって、これ何か、毎年度、例えば、区長さんなんかも替わるし、さっき言われた、こういう制度がありますからっていうのを御案内はしていただいているんですよね。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

毎年8月に各地区の嘱託員会を回りまして、市民協働推進課のほうから制度の御案内をしているところでございます。

成富牧男委員

分かりました。

牧瀬昭子委員

下野町のところでなんですけど、先ほど池田委員のほうからもお話があったように、台風のときの雨戸のということで、申請が今年できるかどうかちょっと分からなかったけれどもというような、担当の方からお話があったんですけど、何年後に自分たちが、補修ができるのかどうかとか、どういったものが申請の中身として使えるのかということを具体的に嘱託員会の中で御提示とかはされているのでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

町区ごとに何年後とかいうお話はしておりませんが、この制度につきましては、1回補助を受けると、公民館の改修とか、新築で補助を受けると、3年間申請ができないっていう制度になっておりますので、そこら辺の申請、1回補助を受けてから3年間は申請ができませんっていうような制度の説明は、その都度、毎年1回ですけれども、制度の説明のときは行っているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

先ほど成富委員のほうからもありましたが、区長さんが替わるときが、その3年前がいつなのかっていうのが区長さんとかも分からないというようなお話があったので、それぞれの区長さんが替わることも想定して、この時期以降からできますよっていうのを、それぞれの区で示していただいたほうがいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そこら辺、こちらのほうとしてもそこまでちょっと考えていなかった部分はありますけれども、地区ごとに、何年前に申請がされているっていうことについては把握をしておりますので、その辺、情報提供をしていきたいというふうに考えております。

藤田昌隆委員

この補助限度額で、自主防災組織を結成してありますが、これ大体、登録制度ですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

自主防災組織につきましては、総務課のほうにその自主防災組織の要件がございますので、そちらを整えた上で、申請をし、登録をしていただくような制度になっております。

藤田昌隆委員

もう公民館だとまち協以外に自主防災組織をつくること自体が、もうそれはもう当たり前だと思うんですけど、何%ぐらいになっていると？ほとんど入ってる？

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

現在、市内に75町区ございますけれども、自主防災組織の届出があっているのが55町区というふうに伺っております。

藤田昌隆委員

確率的に少ないね。

いや、だって、こういう補助額、限度額が全然違うっちゃけんさ。その辺のアピールというか、その辺の広報活動も、それこそ、さっき言ったいろんな区長会の中で、ぜひしてくださいとかいうことをすべきじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御指摘の点も踏まえまして、今後、この自主防災組織の結成につきましては、この自治公民館建設等補助金の説明の折に、嘱託員会の中で、PRというか説明をしていきたいというふうに考えております。

池田利幸委員

ごめんなさい。

この補助の対象、対象っていうか、補助限度額、一番下のところ、さっき藤田委員も言われてたんですけど、これ全部、1自治会当たりっていう、これ田代新町、田代上町の公民館のときでも出ましたけど、改修のときも、この規定で言ったら、あそこは1自治会当たりっていうことで、2つの町区に対して補助金が下りますっていう話になるんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

制度上、前回の委員会の折も説明したとおり、1自治会が負担した金額の10分の3、上限が100万円、もしくは自主防災組織を結成して、自主避難所としている場合は150万円というような計算になります。

以上でございます。

江副康成委員長

いいですか、それで。

池田利幸委員

よかです、それで。

この前と一緒にということを確認したくて。

竹下繁己委員

これ、建屋の改修になるんでしょうけれども、例えば、備品、空調を入れ替えるとか、照明をLED化するとか、そういったのにもこれは適用されるんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

備品購入については、この補助金は使用できませんが、そういう工事をされるときの工事費として支給をするというような形になります。

以上です。

竹下繁己委員

じゃあ、今から防災を目的として、例えば、空調がきちんとしとかないかとか、携帯の発電機を購入しようとか、何かそういったものの備品購入等に関する補助金のメニューってあるんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖市の独自のこの自治公民館に対する公民館等の建設補助金については、先ほど申し上げたようにできませんが、別の補助金で、国がやっております宝くじ関係のコミュニティー助成事業、こういったところが、一応、備品の購入にも充てられるということで、各自治会のほうで、毎年申請が上がってきているところではございます。

竹下繁己委員

鳥栖市独自はないっちゃうことですよ。

ちなみに、この下野町の手すりの取付けってというのは、何で手すりが必要だったんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

下野町は、数年前に公民館を新築されているところでございますが、そのときに、手すりの設置は行っていなかったということで、何か今年度、手すりがなかったために転倒してけがをされた方がいらっしゃったということで、下野町としては、やはり手すりをつけたほうが安全だということで、今回、手すりを取り付けるということで、申請をされるということで伺っております。

以上でございます。

竹下繁己委員

必要だからでしょうけれども、これから先、まだユニバーサル化されていないような、自治会公民館もありますし、自主避難所にしてあるところもたくさんありますんで、そういった防災の目線であるとか、ユニバーサル目線とかには柔軟に対応できるようなメニューがあったらいいなと要望するだけです。

以上。

成富牧男委員

1つだけ。

これ、言葉尻のごと聞こえるかもしれんけど、嘱託員は、何か会計年度任用職員制度が導入された後、身分が変わっているんでしょ、嘱託員という名前はそのまま残っているんですか。

もし、違うとったら、違うって言ってください。

橋本有功市民環境部長

今、嘱託員とおっしゃっているのは、先ほど嘱託員会で説明するとかいう嘱託員のことですよね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

それは、総務課のほうで、各町区に行政の文書の配布ですとか、そういうのをお願いする業務を担っていただく方々を嘱託員という形で、ほぼ区長さんが兼ねていらっしゃいますけれども、それは、そういう形の嘱託員。

それで、まちセンとかの職員については、嘱託職員という形で従来しておりましたけれども、今年度からは会計年度職員ということでの任用になっております。

成富牧男委員

要は、嘱託員っちゅう名前は、ずっと4月以降も変わっていないということ、嘱託員と呼びよるわけですね、今も実際。

特別職じゃなかったですか、前は。

そいけん、囑託員って呼びよんしゃるなら、囑託員と呼ばばいいけん。

仕事の内容は、そこに委託するようになつたみたいになつたんで。囑託員さんに委託するつちゆうことで。

橋本有功市民環境部長

先ほど申しあげましたように、総務課所管ですので、詳しくはちょっと承知しておりませんので、申し訳ありませんが、お答えはできません。（「関係するけん、知っておいてください。いいです」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員

ちょっとごめん。

前、柚比町の公民館の空調を替えたんよ、扇風機やったけん、おかしかつて。

そのときもたしか補助金が出て、それと、いろんな町区から、カラオケのああいう音響とかいうやつも、たしか補助金出とるはずなんよ。これは、事業費は建築で出とるけん、自治公民館建設等補助金の項目外やけん、出とらんわけ？

いや、さっき、そういう手すりとかLEDがどうのこうのって言いよつたけど、だって、LEDに替えるにしてもよ、結構あちこちの町区の公民館で出たと思うんやけど、それも補助金出とるんやけど、補助金の項目が違うわけ？

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

先ほど竹下委員の御質問のときに申しあげたとおり、エアコンとか照明について、改修とか建設のときに工事費の中でされる部分については、対象経費として算入しているんですが、要は備品購入的に器具だけ買われるとかいうときには、ちょっとこの補助金が対象にならないので、そこら辺が、施工されるときに、その照明までつけていく工事まで含めて工事費として計上されている部分は算入されるんですが……、

藤田昌隆委員

ごめん、ちょっと、答弁中に申し訳ないけど、それじゃあ、クーラーを替えましたっち、誰かこれ、自分でつけましたっちいう場合は、工事がいいよ、自分たちでつけるんだから。

クーラーだけ買ってきて、つけました。それは補助金出ません。

ところが、クーラーをつけて、ちゃんとなるようにしてくれました、工事でつけましたっち、そうしたら、金出すつちいう意味？

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

通常、エアコンにつきましては、大体工事でやられる場合が多いので、大体補助の対象にしているかと思います。（発言する者あり）

以上でございます。

藤田昌隆委員

いや、それこそ言葉尻なんやけど、おかしくない？その答弁は。

クーラー買ったけんちゅうて、自分でしたら出ません。

ほいじゃあ、クーラー工事するけん、そうしたら出ますとか。

何か訳の分からん答弁ばせんでくれん。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この補助対象としているものが、本体工事と、附帯工事として電気、ガス、給排水、空調設備等となっております。エアコンについては、先ほど申し上げたとおり附帯工事でやられることが多いもので、そういう申請を想定してこの制度をつくっておりますので、エアコン等につきましては、対象にしているところでございます。

江副康成委員長

要は、規定そのものが今のままでいいのかということなんじゃないかなと思うんですけどね。（「そして、要するに、日本語としてどう考えてもおかしくない？いや、工事だけって…、休憩中？」と呼ぶ者あり）

いや、休憩じゃないですよ。休憩していませんので。

藤田昌隆委員

こういう説明を普通の一般市民にしよったら、笑われるっち。

確かに、工事がつかんと出らんとかさ、どう考えてもおかしかりょうもんっち。

橋本有功市民環境部長

今回の自治公民館建設等補助金につきましては、先ほど御質問もあつておりましたが、今年4月からなんですけれども、自主防災組織の届けを出した町区については、150万円という、従来100万円だったものを、防災機能も充実させていただきたいということと、自主防災組織を増やしたいということで、総務課とも連携しながら改正をしております。

その中で、対応すべき改修内容、もちろん経年劣化もありますし、防災機能もありますし、ユニバーサルデザイン的な部分もございます。

それで、先ほどから御指摘いただいておりますものは、改修として、例えば、空調を直したいという部分は、それでありだと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、3年間は据置きとなりますので、申請ができませんから、町区のほうでは、いろいろなものを組み合わせて改修をする場合は、併せて対応をしていただくというほうが効率的というか、効果的になりますので、空調だけをするよりも、そのほかにも組み合わせて改修を、せっかくしていただくならすることによって、うちのほうも、その分の補助金も支出できますので、そういった御指導もしながら。

そして、先ほど申し上げましたように、対象工事としては、電気も空調設備も手すりもございまして、その辺は町区の区長さんたちの御相談を受けながら、よい形で改修ができるように連携を図っているところでございます。

藤田昌隆委員

すいません。

そんな大げさなこと言いよるとやないっち。

例えば、この電球を換えますっち。ほいじゃあ、その電球を換えるけん、その電気工事、何かつけたら出ます、ところが、電球だけ換えるのでは出ませっんち言いよるのと一緒やろうもん。それを言っているんでしようもん。

橋本有功市民環境部長

それはやはり、維持管理のほうにも関わってきますので、もちろんその町区の持ち物でもございますんで、施設についての維持管理の1つとして、電球を換えたりとかはあると思いますので、そこは町区の皆様の御負担でしていただく。

ただ、大規模な改修とか、新築とか、増築とか、そういう部分については、基本は町区の御負担がありますけれども、そこに行政としても御支援をさせていただいているというところかと思っています。

江副康成委員長

よかですかね。

藤田昌隆委員

いいです。

成富牧男委員

県のやつが出たやん、宝くじって。あれは、単独で対象にならんわけ？それだけです。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

宝くじの部分のコミュニティー助成事業につきましては、備品購入も対象となっておりますので、そういう電気器具っていうか、そういった単体でも採択されれば対象となるという形になります。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩



午前10時34分開会

江副康成委員長

再開いたします。



市民課

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、議案乙第31号の市民課部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

野下隆寛市民課長

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）につきまして、市民課関係分について、委員会資料により御説明いたします。

5ページをお願いします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節1報酬につきまして、マイナポイントで増加しておりますマイナンバーカードの交付事務を行うために、1月から配置する会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

節2給料から節4共済費までは、市民課職員18名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節9旅費につきましては、1月から配置する会計年度任用職員の通勤手当でございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

oo

午前10時40分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

国保年金課

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、議案乙第31号の国保年金課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

それでは、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、国保年金課分につきまして説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして説明申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、制度改正に伴う、後期高齢者医療制度システムの改修に係る経費の一部を国から交付されるものでございます。

項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の年金生活者支援給付金

支給業務市町村事務取扱交付金につきましては、税制改正に伴う国民年金システムの改修に係る経費を国から受け入れるものでございます。

以上が歳入につきましてはの説明でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節3職員手当等及び節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員1人分の給与改定などに伴います人件費の補正でございます。

節28繰出金につきましては、後期高齢者医療制度システムの改修に係る経費を、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

平成30年度の税制改正に伴いまして、給与所得控除及び公的年金等控除額を10万円引き下げ、基礎控除額が10万円引き上げられることとなりました。個人住民税については、令和3年度以降分から適用されることとなっております。

後期高齢者医療制度における保険料の軽減判定におきましては、個人住民税の基礎控除額33万円が援用されておりますので、令和3年度からは43万円に引き上げられることとなります。このため、後期高齢者医療制度システムの改修が必要となります。

今回の改修につきましては、先ほど配らせていただきましたこちらの紙を見ていただきたいと思っております。

黒の実線で囲んでおります部分が後期広域連合にあるシステムとなりますが、今回、個人住民税の基礎控除額33万円が43万円となる改修はこの部分で行われ、改修については、佐賀県後期広域連合が行います。

その下の青い点線で囲んでいる部分につきましては、鳥栖市に配置されております後期高齢者医療制度システムでございますが、この部分も、改修については、佐賀県の広域連合のほうで行います。

今回、鳥栖市で行います改修につきましては、この図の中で、太い青い下に向いている矢印がありますけれども、その部分の改修でございます。鳥栖市のシステムと後期のシステムをつなぐこの部分となります。

また元の資料に戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の節3職員手当等から節4共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員3人分の給与改定などに伴います人件費の補正でございます。

節13委託料につきましては、国民年金システムの改修に係る経費でございます。

今年の9月議会の厚生常任委員会において、税務課が作成しておりました甲議案参考資料の2ページをお願いいたします。

令和2年度の税制改正に伴いまして、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦と寡夫——婦人の寡婦と夫の寡夫の控除の見直しが行われております。それに伴いまして、所得額や非課税となる基準が変わりますが、年金生活者支援給付金の支給には、所得制限や請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税であることなどの要件がありますので、そのためのシステム改修を行います。

以上で議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の国保年金課分につきましての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

すいません、この別紙でお尋ねさせてください。

これ、所得情報をつなぐためのという説明でしたけど、その広域連合のほうの枠を見ると、所得情報からの始まりになっているじゃないですか、左ですね。

この所得情報をつなぐために、今まではどうなっていたのかっていうのを、この図式で説明をいただきたいのと、要は今、所得情報をつなぐってのは分かったんですけど、何が変わったかがちょっとよく理解できないので、もう少し説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

この黒の実線で囲みましたところで、後期高齢が今回行うのは、33万円が43万円になったとかいうのを、その改正を行います。

それで、鳥栖市もそこをつなぐ分で、鳥栖市のシステムも同じような改修をするんですけども、その部分をつなぐ部分というのが、本体の改修をするよりも、何か表面上の、オンライン上の改修が必要ということで、連携の部分を変えるというのが、この黒い矢印となっております。

樋口伸一郎委員

要は、この経緯がずっとあるんですけど、保険料情報を得るまでに、所得情報っていうのは、これまでも多分、広域連合のほうにはある程度行っていて、そこから保険料情報を頂きよったと思うんですけど、その機械的な部分だけっちゃうことになるんですか。

多分、今までもこのルートってあったでしょう、形は違ったかもしれないんですけど、このル

一トだったと思うんですよ。だけん、何か図式は新しいんでしょうけど、あんまり変わったイメージがないんですよ。

何か機械的に、例えば、簡単に言ったら、パソコンば替えたとか、そんなレベルやったら分かるんですけど、何かこれ、今までと一緒にじゃないかみたいなイメージが湧くんで。

もうちょっと細かく。

橋本有功市民環境部長

資料のほうは、基本的には、この流れで所得情報が広域連合に行って、保険料の賦課がされると。この仕組みは、もう今までもずっと送っていたと。

それで今回、先ほども独り親家庭とかいう部分の控除が変わってきますんで、それに伴う所得情報システムの変更を、この青のところで行うと。

そのシステム変更の委託料を今回予算として上げさせていただいて、それで、その変更した流れで、また従来どおり流れていく中で、この黒のところでは、先ほどの基礎控除の10万円高くなるとか、その分はここで対応しますんで、ここは広域連合でシステム改修はしますよと。

そういう流れで、それぞれのところで改修をした結果として、新たな保険料を算出するという形になります。

樋口伸一郎委員

すいません、そうしたら、確認ですけど、基本となる流れは、保険料情報を得るために、この主たる流れというのは変わらんとですけど、今度制度が変わったというか、その範囲が広がったというか、今までに対応していなかった分を対応させて、新たな情報を拡充させて得るためのシステム改修ということでもいいとですか。

古賀友子国保年金課長

そのとおりでございまして、基礎控除額とか給与所得の控除額が変わりますので、新たな計算仕様とかが加わっている部分がありますので、その分の改修となっております。（「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

3ページと5ページがちょっと絡むんですけれども、3ページの款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の節1、節2の部分で、国庫支出金として、補正で38万3,000円と25万3,000円が入ってきて、補正後の予算とか出ているのと、5ページのところに繰出金として2億217万9,000円。これ、繰出金ってことは、市の一般財源から繰り出すってことになるんですかね。もう市の負担が2億円あるってことですか。もともと以前に、国庫支出金として国から出ていた分とかいうことになるんですか。

古賀友子国保年金課長

一般会計から後期高齢者医療への繰出金につきましては、鳥栖市の後期高齢者の方にかかった医療費の12分の1は市が負担するというようになっておりますので、その分を繰り出した分とかがこちらの2億円のほうには入っております。

池田利幸委員

まず、繰り出したってということで、結果的に、そうしたら、このシステム改修に係る総額ってというのは、全部足して2億1,752万4,000円が今回かかる費用になるってことですか。

古賀友子国保年金課長

システム改修に係る分につきましては、今回、補正額として上げております192万円分でございます。もともとの繰出金は、先ほど言いましたように医療費負担分ですとか、そういった部分のお金ですので、システム改修費については、192万円ということになります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今回の分は、補正でした分の192万円だけがシステム改修として繰り出す分、その残りはもともとの繰出金ってことの考えでいいってことですね。

ありがとうございます。

竹下繁己委員

すいません、確認ですけれども、国庫支出金で38万3,000円入ってきて、繰り出したのが192万円。

じゃあ、その差額というのは、鳥栖市の自主財源でカバーするというのでいいですか。

古賀友子国保年金課長

税制改正に伴うシステム改修ですので、国からの100%の補助が本来なんですけど、今回は、コロナでお金がないという理由で20%ぐらいしか来ていなくて、今後また来年度とかにプラスしてくれるっていう予定はないということになっておりますので、残りの160万円ぐらいにつきましては、一般会計からの繰り出しということになりますけれども、今、ちょっとその192万円についても、行政システム九州のほうと金額を交渉中ですので、192万円よりも安くなる可能性がございます。(「金はやらんけど、やれってことね。ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

成富牧男委員

今、質問のあっている部分ですが、この192万円は鳥栖市ですよ。

それで、後期高齢の広域連合に参加しているところは、市町それぞれシステムってのは、やっぱり違うんですかね。

古賀友子国保年金課長

20市町それぞれ別々のベンダーで、鳥栖市の場合は、1市4町で同じ行政システムがベンダーとなっておりますけれども、ほかの市町については、それぞれのベンダーがありますので、それぞれにこのシステム改修費も異なっていると思います。

成富牧男委員

その192万円っちゅうのは、鳥栖市の分でしょう。だから、その5市町合わせたら、金額はどれぐらいになるとかな。

要は、そのまま探してもらっていいですけど、結構かかるねって、前からいつも言っているように、5市町でどれぐらいなのかなと。(発言する者多数あり)

江副康成委員長

ちょっと、探して出るなら待ちますけど、資料が別のところにあるなら、後でもいいという話もあるけど。(発言する者あり)

じゃあ、いいですか。

古賀友子国保年金課長

請求といたしましては、鳥栖市分でしか見積書を頂いておりませんので、「(「そりゃそうやろうね」と呼ぶ者あり)ほかのところは幾らかというのは、人口割とかっていうので、改修費がパッケージになっておりますので、もしかしたら1市4町同じ金額なのかもしれませんけど……。(発言する者あり)

成富牧男委員

そうしたら、それこそ、広域連合やなかばってん、5つの市町連合で、しっかり行政システム九州とけんかせないかんと、連合でかかれということを、まず、言っておこうかと。

古賀友子国保年金課長

価格の交渉につきましては、1市4町で一緒にしておりますので。

成富牧男委員

分かりました。

じゃあ、あと1つ。

これ、直接じゃないっていうことで、やっぱり、これが今議案になつとる以上、ちょっと聞かないかんとやけど、保険料はかなり頑張っているいろいろされている、負担のないようにみたいな感じになつとるのかもしれないけど、医療費の問題ですよ、後期高齢者の医療費。医療費は、1割の人が2割になる人たちが出てきますよね。

そこのところの理由、幾らが幾らになったのかとかいう、簡単でいいです、国が突然決めたとんでっていう話であれば、それでも構いませんので、お願いします。

古賀友子国保年金課長

今日の閣議で決まるという話を聞いておりますけれども、年収200万円以上の方が2割になるっていう方向で決まるようなことになっておりまして、後期に聞いたんですが、まだ細かいことまで分からないんですけど、今年の賦課額で言いますと、96%の人が1割、4%の人が3割なんですけど、今年賦課している金額でいうと、20%の方が2割になられるんじゃないかという算定をしているということで、その上限を3,000円以上にはしないと、例えば、今はもう入院されていてマックスかかっている方は、賦課限度額を超えないので、今までと同じとかいうことがあるようなんですけれども。

ちょっと、後期のほうに聞いても、まだ分からないってことでしたけど、今のところ20%ぐらいの方が2割負担になるんじゃないかという見込みがあるということで聞いております。

成富牧男委員

いつ頃からっていうのは？今の予定。

古賀友子国保年金課長

報道によりますとですけど、令和4年の10月1日から令和5年の3月1日までの間を想定して、令和4年度の後半に引き上げるということで。

成富牧男委員

あとは、ちょっと私、こだわってお尋ねした理由なんですけど、令和4年度、これ、参議院選挙が終わった後ぐらいを何か狙ってあるようですが、言いたいのは、いずれにしろ、2割っちゅうと、何かちょっと分かんないですけど、2倍になるわけですよ。1割が2割なんてことは、当たり前のことですけど、2倍になるわけですよ。

やっぱり、この負担を今頃何でやるのかっていうことで、これだけコロナが問題になっているときにですよ。やっぱり、病院にもう、これやったら行かんめえって、今でもそういう人たちが結構おられるわけですから。

だから、それになると、コロナの感染拡大防止の観点からもいかなものかというふうに思うんですよ。

だから、後期高齢は後期高齢の立場で、市町としては、しっかり、しかるべきところに意見は言っていたきたいなというふうに思います。

以上です。

江副康成委員長

意見、要望ということで取り扱わせていただきます。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

江副康成委員長

次に、議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金の特別調整交付金につきましては、税制改正に伴うシステム改修費が交付されるものでございます。

その下は、精算に伴いまして、令和元年度分特定健診等負担金が追加交付されるものでございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、国保業務に従事する職員人件費の減額に伴う事務費繰入金の減額補正でございます。

項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、令和元年度分普通交付金等の精算に伴いまして、県に返還する必要がございますので、その財源とするものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

資料の3ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までは、国保業務に従事する職員7人分の給与改定及び人事異動などに伴います人件費の補正でございます。

節13委託料につきましては、税制改正に伴うシステム改修の委託料でございます。

先ほど、一般会計の乙議案でも説明申し上げましたが、平成30年度の税制改正に伴いまして、給与所得控除及び公的年金等控除額を10万円引き下げ、基礎控除額が10万円引き上げら

れることになり、国保税の軽減判定におきましても個人住民税の基礎控除額33万円が援用されておりますので、令和3年度からは43万円に引き上げられることになっております。

また、基礎控除額が変更されたことにより、軽減判定の基準がこれまでと比べて不利にならないよう、算定式の見直しもしております。このため、システムの改修が必要となります。

国保税減税判定の算定式の見直しについての詳しい説明は、甲議案のときに申し上げたいと思います。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和元年度分普通交付金などの精算に伴う県への返還金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。



議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、税制改正に伴う後期高齢者医療制度シ

システムの改修に係る経費を一般会計から繰り入れたものでございます。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節13委託料につきましては、先ほど一般会計乙議案で説明申し上げました税制改正に伴う後期高齢者医療制度システムの改修に係る経費でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に、議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

説明は甲議案参考資料により行わせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴うものでございます。

改正の内容につきましては、2つございまして、まず1つ目は、国保税軽減判定の基準額算定式の見直しでございます。

平成30年度の税制改正に伴いまして、給与所得控除、公的年金等控除額を10万円引き上げ、基礎控除額を10万円引上げられることになりました。

国保税の軽減判定につきましては、例えば、現在の7割軽減に適用されている33万円以下については、個人住民税の基礎控除額33万円が援用されておりますので、令和3年度からは

43万円以下に引上げられることとなります。

国保被保険者がお一人の世帯の場合には、給与所得控除、国公的年金等控除が引き下げられた分、基礎控除額が引き上げられますので、軽減対象の範囲に影響はございませんが、給与所得控除、公的年金等控除が適用される被保険者がお二人以上いらっしゃる世帯では、軽減対象から外れたり、軽減割合が縮小したりする可能性があります。

そのため、この資料の中ほどに現行と改正後の軽減判定算定式を載せておりますが、これまでの軽減判定算定式に、10万円に給与所得控除、公的年金等控除が適用される被保険者の合計数から1を減じた数を乗じた額を加算することによって、これまでと同じ水準で軽減判定ができるようにしたものでございます。

2つ目は、個人が低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものでございます。

申し訳ございません、またここで、今年9月議会の厚生常任委員会において、税務課が作成しておりました甲議案参考資料の3ページをお願いしたいと思います。

3ページの②の低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設でございますが、令和2年度の税制改正に伴いまして、個人が、資料の真ん中辺りに記載しております主な要件のところの①から⑤の要件を満たす低未利用地等を譲渡した場合、当該長期譲渡所得から100万円を控除できる特別控除が創設されております。

この規定は、租税特別措置法第35の3第1項に規定されますので、本市国保条例の附則第9項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例中の租税特別措置法の条項に、第35条の3第1項を追加するものでございます。

施行日は、令和3年1月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

すいません、低未利用地をもうちょっと具体的に教えてもらってよかですか。これ、荒地ですか。

すいません。書いていますけど……。 (発言する者あり)

すいません、四角で囲んでいるところに、低未利用地とはって書いているんですけども、居住とか事業の用途に供されておらず、その土地が、その周辺の土地においての利用状況を比べて著しく劣っていると認められる土地っていうことで。 (発言する者あり)

空き地とかと言うたら分かるんですけどね、家が建たんとか、事業をせんとか。

そうしたら、空き地か、荒地か、何かそんな土地かなあって。

古賀友子国保年金課長

国がこれを決められたときに、空き地とかがあって、治安とかにもあまりよくないということで、こういう土地を減らすために、もともと土地も安いところなので、なかなか不動産的に動かないので、こういう特例を求めたということですので、ほったらかされている土地で、荒れている土地のようなものと理解しております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、特別控除として100万円を控除できるっていうことじゃないですか。

それで、あくまでも低未利用土地等の譲渡になるんで、言ったら、このままの状況で譲渡された場合は、その後活用できんようなイメージがあるんですよ。だけん、何かその辺は、すぐ活用した場合とかは、これ適用されるのかなと思うんですけど、どうですか。（「ここで聞く話じゃない」と呼ぶ者あり）

古賀友子国保年金課長

この特例措置を設けられたっていうのが、もともと、売りたいけど、安くしか売れないので売らないという人たちがいるけど、でも、その土地が欲しいっていう人がいた場合に、利活用できるから欲しいと言われる人がいた場合でも、土地が安いので、売っても測量費とかそっちのほうがお金がかかってしまって、全然売る価値がないと思われて、なかなかその売買が進まなかった土地で、この100万円の控除をすることで、もっと利用できるっていう人に売られれば、その土地が利用できるんじゃないかということでの特例措置と聞いております。

樋口伸一郎委員

ちゅうことは、持ち主さんが、どうしようもねえっていう土地があって、それを、この特別控除を生かして、復活させるみたいなイメージですね。

古賀友子国保年金課長

国の説明資料には、そのように書いてありました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

ちょっと、今のところですけどね、いわゆる譲渡所得のところですよ、長期譲渡所得に係る課税の特例っていうのは、どういう意味ですか。

一般的に、国保の場合は、所得控除は認められないで、所得として算入した上で、保険料とかをはじき出す、そういうふうに……、だから、この課税の特例っていうところに何か意

義があるのかなと思って、ちょっと尋ねてみたんですけど。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時12分休憩



午前11時15分開会

江副康成委員長

再開します。

橋本有功市民環境部長

まず、低未利用土地の部分につきましては、9月の委員会資料でございますように、基本的には、利用がされていない土地を動かすということが目的でございます。

その要件としては、都市計画区域内にある土地であって、土地利用について、市の確認が行われたことも要件になりますし、ただし、所有期間がもう5年を超えて、長期間売買がなされていないくて、ねまっていると申しますか、なかなか利用がされない土地ということでの要件もでございます。

ただし、譲渡価格というか、その金額も500万円以下ということで、なかなかその費用ばかりかかって、動きが出ないような土地を、どうにかして動かすことによって、空き地であったり、市街化区域の中の空白地帯をなくしていこうというのが目的だと思います。

それでまた、今、高齢化も進んでおりまして、所有者不明の土地も多くなっているということもあって、そういう目的の中から、今回、特別控除を創設して、なるべく税負担をなくして、土地を動かそうという目的で今回、令和3年1月1日からの税制改正というふうになっております。

今回、国保税につきましても、そういう土地を動かされて、譲渡所得があった方についても、その分の特例を設けることによって、保険税には影響がなるべく出ないように対応するための改正ということで認識しております。

成富牧男委員

要は、通常は……、そこんところを知りたいんですよ。

国民健康保険税の場合、保険税を算定するときに、譲渡所得が出た場合、通常は100万円控

除とかなんじやないでしょうかという前提で、それは、国民健康保険税の特例っていう意味なのか、そこんところですよ。

古賀友子国保年金課長

今回の特例につきましては、国保税だけではなくって、所得としての特例措置ですので、国保税を算定するときには、もちろん300万円の控除は算定いたしますけれども。

成富牧男委員

ごめんなさい、私の質問が悪い。

だから、低未利用地じゃない、通常のっていうか、いわゆる長期譲渡所得とか出たとき、そういうときには、今はどうやっておられるのかちゅうことですね、逆に言うたら。

古賀友子国保年金課長

普通の低未利用地、今回の場合ではないケースであれば、そのまま所得として算定されると思いますので、国保税に跳ね返ってきていると思います。

成富牧男委員

そのまま所得として見ると。

100万円の控除はないちゅうことでしょう、低未利用地以外の長期譲渡所得については。

古賀友子国保年金課長

また別の税制で何か控除がかかれば別ですけども、普通であれば、もうその所得は所得として認められ、控除はなく、認められると思います。

成富牧男委員

特例という名前がそこをついとるのかなと思って聞いているんですけど、要は、通常の計算で長期譲渡所得が出たときには、100万円控除とかはないんでしょう、国保税の課税計算をすると。

古賀友子国保年金課長

通常取引であれば、控除の特例はございません。

成富牧男委員

分かりました。

あと1つ、最初説明された部分は、結局は……、(発言する者あり)ごめんなさい、43万円のやつ、説明あった分で、マイナスになる人ちゅうのは、もう基本的には、損する人たちは出てこないと——損する人ちゅうのはあまりにも荒っぽい言い方ですけど。いろいろな形で救っていますということでもいいんでしょうか。

古賀友子国保年金課長

今回、算定方式の見直しを行うことによって、今までどおりの所得であれば、今までどお

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

[発言する者なし]

いいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩



午前11時30分開会

江副康成委員長

再開いたします。

税務課

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、議案乙第31号の税務課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

それでは、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民環境部税務課関係分について御説明いたします。

常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入の款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、今年度の調定や収入実績を踏まえ、所得割を2,000万円増額補正するものでございます。

一方、目2、節1 現年課税分につきましては、委員の皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の国内発症が本年3月頃から始まりまして、4月に緊急事態宣言、その後、お盆明け以降、部分的な休業要請の緩和、G o T o キャンペーンなど、景気、経済を復興させることを目的とした政府による経済施策が推進されておりますが、9月8日に内閣府が発表いたしました2次速報値では、4月から6月までの国内総生産はマイナス9.7ポイント、その後、12月8日に発表されました7月から9月の国内総生産は、プラス5.3ポイントと、数字の上では回復移行となっておりますが、個人消費の伸びに対し、設備投資の減少傾向が続いております。

また、11月に入り、東京や大阪、北海道をはじめとする多くの県で感染者が急増していることから、本日も新聞報道ありましたけれども、G o T o トラベルの一時停止とかいう経済に及ぼす影響を考えまして、法人税割の2億円減額補正を計上いたしております。

次に、項2 固定資産税、目1 固定資産税、節1 現年課税分につきましては、当初予算計上時と比べまして新築物件が増加傾向にあることから、家屋を5,000万円増額補正いたしております。

項3 軽自動車税、目1 環境性能割、節1 現年課税分につきましては、当初予算を御審議いただく際、佐賀県より提示いただいた令和元年4月から9月までの自動車取得税、並びに10月から翌年3月までの環境性能割の実績及び見込みを基にした見込額を計上しておりますと御説明いたしておりましたが、本年の4月から9月までの実績から、700万円の減額補正を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

項4 市たばこ税、目1 市たばこ税、節1 現年課税分につきましては、本年4月から9月までの実績と、10月から新税率が適用され、高いものでは1箱50円値上げされていることを踏まえまして、5,000万円の減額補正を計上いたしております。

最後に、項5 都市計画税、目1 都市計画税、節1 現年課税分につきましても、固定資産税同様、新築物件の増加傾向を踏まえ、家屋の1,000万円の増額補正を計上いたしております。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

款2 総務費、項2 徴税費、目1 税務総務費の節2 給料、決算職員手当等、節4 共済費につきましては、人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

次に、目2 賦課徴収費につきましては、年明け、2月6日火曜日から3月15日月曜日までの間、令和2年分の確定申告の受付を行う予定でございます。

例年、まちづくり推進センターなど、各申告会場には、高齢の方を含め、多くの方々がお越しになることから、可能な限り三密を避けるよう、会場内の配置やアルコール消毒の手配、また、時間を区切って会場にお越しいただくため、市報やホームページ、チラシの各戸配布による周知など、準備を進めているところでございます。

また、職員が申告を受ける際に、会場における申告者の誘導や受付、消毒、換気、医療費明細書の記載補助など、可能な限り円滑に、かつ速やかに申告受付ができるよう、本来であれば、職員の配置人員を増やすところではありますが、庁舎内における窓口業務、各種税異動処理、市民税や国保税に対する市民や企業からの問合せに対応するため、職員を補うことができない部分につきまして、会計年度職員を配置し、対応してまいりたいと考えております。

以上のことから、今回、その会計年度職員の人件費として、節1報酬、また、会計年度職員の費用弁償として節9旅費、それぞれを増額補正いたしております。

以上、駆け足ですが、税務課の12月補正の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますでしょうか。

樋口伸一郎委員

すいません、歳入で2ページ、お尋ねです。

説明はいただいたんですけど、款1、項1、目1の市民税、個人の分。

これ、コロナやったんですけど、説明はあったんですけど、消費が伸びたとかの説明だったんですけど、やっぱり法人税みたいに減額補正のイメージだったんですけども、増額ということなので、どういう御見解をされとるのか、もう少し詳しく御説明をいただきたいと。

榎浩喜税務課長補佐兼市民税係長

個人市民税につきましては、これは、令和元年中の収入、所得に対して令和2年度での課税となっております。

この増額につきましては、個人住民税は昨年の所得の情報で、当初賦課いたしますけれども、その後、修正申告とか、あるいは、退職に係る天引きでの個人住民税の税額が入ってきます。

ですから、毎月ずっと税額自体が増えていっていますので、その分で、見込みとして増額補正ということです。

ですから、ここについては、コロナの影響は入っていないということでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

その流れで、すいません、2番目の法人については減額ですけど、御説明を、もう一回お願いします。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

法人につきましては、先ほど次長が説明しましたように、この新型コロナウイルスによる企業収益の悪化ということで、マイナスになるだろうというふうにちょっと見ておるんですけども、実際、国とかの指標とかを見ましても、例えば、先ほど次長が説明しましたGDPとか、あるいは、財務省が出している法人企業統計調査なんかを見ても、やっぱり4月とか5月が非常にもう、そこで昨年と比べて大分下がっていると。

その後、徐々にいろんな取組で上がっているんですけども、全体としては、まだまだ企業収益としては落ちるだろうと見ています。

実際、じゃあどのくらい落ちるかっていうのは、なかなか難しいところであるんですけども、これから申告がありますのが大体12月決算法人の確定申告なんか3月ぐらいにあります。

そういう大きな企業が12月とか、あるいは、3月決算法人も大きい企業が多いんですけど、その中間申告なんか12月ぐらいにあるんですけども、その企業の業績をホームページなんかで業績見込みということで出している会社もございまして、その辺でずっと見てみますと、やはり昨年に比べて大きく経常利益、純利益ともに下がっています。

企業によっては、もう赤字という見込みもありますので、その分を加味しまして、2億円減額をさせていただいております。

以上です。

樋口伸一郎委員

そうしたら、その御説明を踏まえていくと、来年度の歳入の、市民税の個人の予算っちゅうのは、やっぱり今年と比べて、かなり少なめに見とったほうがいいということになりますよね。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

今年の所得の状況につきましては、新型コロナの影響で下がるのではないかと、私は考えております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、最後に、全体なんですけど、今回、個人、法人、固定資産、環境性能等、次のページもありますけど、たばこで減額というところで、法人税を例えてあげれば、2億円

の減額ということなんですけど、すごく切りがいいというか、ざくっと2億円ってなってるんですけど、大体その企業が——今年度新しく立ち上がったところとかは別として、流れがあるじゃないですか。

今回、不測の事態でコロナとかがあったと思うんで、計算し難いところはあると思うんですけど、その中で、ざっくり2億円っていうふうになっているんで、例えば、もう少し細かい見込み——1円の桁までとかはないんですけど、大体、企業実績とか行けば、二億何千万円とか、そういうところでは出せんのかなあと思ったんですけど、ざっくり何千万円、何億円っていう出し方をしするのは、何か根拠があるんですか。

それとも、細かいところまでするのが、取りあえず大変なので、ちょっと超えた分は、もう増やして増額に持っていつているのか。その辺の根拠の細かい説明を。

榎浩喜税務課長補佐兼市民税係長

法人市民税につきましては、今回、いろんな企業業績を見て、マイナスになるというふうには考えてはおるんですけども、実際、法人市民税自体が、申告があつてみないと分からない部分が大きいございますので、細かな数字まではちょっと出せないところがあります。

それで、大まかに見て2億円減額させていただきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ちゅうことは、3月の決算というか、そこまでにはだんだん、今回の補正は出ていますけど、また細かい帳尻合わせが以降にどんどん出てきて絞られていくっていうことでいいですかね、今はこの額ですけど。

榎浩喜税務課長補佐兼市民税係長

これからまた申告がありますので、そこも含めて、最終的には精査したいと考えております。

以上です。（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

4ページの総務費のところ、会計年度任用職員の報酬が補正されていまして、確定申告の出先の相談所ですよ。これって、鳥栖市が率先してやっているんですか。

それとも、国とか県からそういうのを設置しなさいというようなお達しがあるんですかね。

榎浩喜税務課長補佐兼市民税係長

我々が設けています確定申告、あと、住民税の申告も併せて会場を設けることにしています。

それで、確定申告を我々が受けているのは、国と市町、それから県、それで、協力してや

りましょうという取決めがございますので、それに基づいて、市のほうでも確定申告を取り扱おうと、設けるということで、市民の方のために、そういったことで確定申告を受け付けております。

以上です。

竹下繁己委員

そうしたら、勝手にもうこの会場は設けませんって鳥栖市が言うことは不可能ということですかね。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

この件は、ちょっと歴史的に遡りがありまして、戦後、当時の大蔵省と自治省のほうで、いわゆる国税、地方税、別ですけれども、いわゆる国税、所得税を基に住民税を課するという流れがあっておりまして、当時地方公共団体が国の所得税の確定申告のお手伝いをするのが可能になる仕組みがつくられました。

税務署さんのほうに申請をしますと、これが臨税と言いまして、税務課長のほうに、本来私は税理士じゃございませんので、確定申告を取ることはできませんが、臨時の許可といいますか、それを出して、確定申告を協力をさせてもらって。

じゃあ、何で自治体が国税のお手伝いをするのかということになりますと、先ほど申し上げたとおり、国税のデータを基に住民税を課しております。

そういうことで、やっぱり税務署との連携というのが必要不可欠でして、例えば、電子申告とか、そういうふうな電子的なものも増えておりますし、そういう税務署さんのデータ結果を受け取るような仕組みも我々つくっております。

じゃあ、何でかといいますと、繰り返しになりますけれども、所得税のデータを基に住民税を賦課しております。

一方、所得税を申告するまでもない方もいらっしゃるんですが、所得税の考え方と住民税の考え方は似通っていますが、やはり違うところもあります。所得税がかからない人でも住民税の申告が必要な方がいらっしゃると。

一番多くあるのが、国民健康保険なんかは申告をしていただかないと、逆に2割軽減とか7割軽減とかできなくなるので。

ただ、それがあくまでも鳥栖市といいますか、地方自治体の申告の話ですから、それはもう我々独立でやっていると。

一方で、先ほど申し上げたとおり、国税のデータを活用して、住民税は使っていますから、そこは相互協力をしていると。

ただ、これも地方分権一括の流れかもしれないんですが、それをやらない自治体もちらほ

ら出てきているのも事実です。

勉強不足で申し訳ございませんが、じゃあ、そうなったときに、国税との連携、手伝っているからしてやるっっちゃう話じゃないとは思いますが、やはりそこら辺、相互協力は要ると思いますので、私たち鳥栖市においては、もう一つ言うと、先ほど申し上げたとおり、やっぱり地域の方々が税務署1か所に集まると。

足のない方もいらっしゃいますんで、そういう住民サービスの観点からも、やはり7か所のまちづくり推進センター及び文化会館での申告というのは、最終結論は、決定権は市にあるんですけども、そこはなかなかハードルが高いのかなと、今の状況を見ますと、税務課長としてはそういうふうに考えております。

以上です。

竹下繁己委員

相互連携が必要だということで、それに対して国や県からの補助金とかは下りてきよるとですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

補助金という形では、ないです。交付税の算定基礎にはなっているかもしれませんが。

ただ、先ほど申し上げたとおり、私たちはそのデータをもらわんことには、次の作業ができない。

と申しますのも、ちょっと話がそれるかもしれませんが、3月15日まで、曜日にもよりますけど、申告したデータを速やかにもらわないと、我々が6月当初賦課、この間、約2か月ちょっとしかございません。

その間に、税務署さんが持たれているデータ、電子データだけじゃない、手書きの申告書もあります、いろんなのがあります。それを整理したデータを頂かないことには、当初賦課ができない。

当然、申告期間に遅れた方については、修正申告とかの形でやるんで、それこそ、それは我々も随時課税という形でやらせてもらっているんですけど、基本的に何万人という数のデータを速やかに頂いて、速やかに処理して、住民の方々に納税通知書なりを送付するということになる、一つ一つの事務処理がもう待ったなしなんですよ。

そういう観点からいくと、やはり国税との連携は必要なのかなと。

そして、最終的には、市税を賦課して、その税金を納付してもらうことで、市の施策を図るという形になりますので。

今のところ補助金を直接もらっていませんけど、そこはやっぱり必要な作業なのかなとい

うふうに考えております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

ほかに、よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

oo

午前11時50分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

環境対策課

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、議案乙第31号の環境対策課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の環境対策課分について御説明いたします。

資料の6ページをお願いします。

歳出となります。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費の節2給与から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う補正でございます。

次に、目2塵芥処理費の節13委託料の廃棄物特別処理委託料につきましては、道路敷等に不法投棄されました廃棄物の処理費用等の増加による補正でございます。

以上で、環境対策課分の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



江副康成委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

散会いたします。

午前11時52分散会

令和2年12月16日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 小柳 秀和
地域福祉課地域福祉係長 久家 嘉男
高齢障害福祉課長 武富美津子
こども育成課長 林 康司
健康増進課長兼保健センター所長 名和 麻美

スポーツ文化部長 佐藤 敦美
スポーツ振興課長 小川 智裕
スポーツ振興課振興係長 佐藤 義勉
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 佐藤 道夫
文化芸術振興課長 山津 和也
文化芸術振興課参事兼課長補佐 今村 利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤 直美
文化芸術振興課定住・交流センター係長兼市民課係長 大石美由紀

市民環境部長 橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋 英彦
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原 祥雄

市	民	課	長	野下	隆寛									
国	保	年	金	課	長	古賀	友子							
市	民	環	境	部	次	長	兼	税	務	課	長	三橋	和之	
環	境	対	策	課	長	兼	衛	生	処	理	場	長	佐々木	利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 日程

陳 情

陳情第11号精神障がい者医療費助成についての陳情

[協議]

自由討議

報 告 (国保年金課)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間の延長について

[報告・質疑]

議案審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)

議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)

議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

議案甲第48号鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第51号指定管理者の指定について

[総括、採決]

所管事務調査

厚生常任委員会のテーマ(スポーツ推進・文化芸術振興)について

[協議]

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

竹下繁己委員

自由討議ということですのでけれども、今回、一般質問でも野良猫の問題等も取り上げられて、池田議員取り上げていただきましたけれども。

今、鳥栖市のごみの収集の仕方が、各地域ごとに収集場を造って、そこを回って収集する、また、町なかでは、まだまだ家の前に置かれている地域もありますけれども。

そういった収集場が野良猫の餌場になったり、カラスの餌場になったりして、また、繁殖のしやすい状況をつくっていると。また、野良猫やカラスから荒らされて、衛生的にもよくないですね、散らかって。

こういった問題に対して、例えば、ある一定のルールをつくると、市としてですね。ある一定のルールをつくるとか、収集場のボックスに対して、現状、各自治体、各地域にお任せの状況であって、各地区の人たちもお金を出し合って収集箱を造ったりされているんですけども。

こういったところにも、ちょっと市として何かしらの助成等も含めて取組をするべきだと思うんですけども、皆様、どう思われますか。

江副康成委員長

今、竹下委員のほうから、ごみ収集の改善方法と申しますか、それについて、この自由討議に議題にしたかどうかという御提案ございましたけれども、皆様どうでしょうか。

池田利幸委員

私も竹下委員の言われること、ごもつともだと思っているんですけど、うちの町区の話ではあるんですけど、ボックスって一応、町区で買わなきゃいけないけど、補助としてお金負担しますっていう制度は今でもあるんですね。

うちの場合、やっぱり道端にボックスを立てると交通の面で危ないからとかいう部分で、置かないとかいう選択肢が各町区で多分あると思うんですよ。

だから、まず置ける環境があるところとか、そういうところを一回調べてみて置いたほうがいい。

私も、行きよって絶対置いたほうがいいよねって、カラスがつついて、もう散らばって、子供の通学路のところで散らばっているっていうのもあるんで、ぜひともできるところはやりたいなっていう思いはあるんですけど。

現状の部分が、置けるところ、置けないところの精査っていうのをどうするのかとかいう部分も加味して一回調査、もうみんなで作るってなったら、調査の中で現状を把握する必要はあるのかなっていう部分は思います。

江副康成委員長

ちょっと待ってくださいね。

まず、池田議員のほうから、これも自由討議にするという前提で、一応お話ありましたけど。

皆さんにお諮りしますけど、本日の自由討議で竹下委員から御提案あった、ごみ収集の方法について議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに、自由討議の議題はございますか。

〔発言する者なし〕

いいですね。

じゃあ、本日はこれ1つで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今、ちょっと池田委員のほうからお話もありましたけれども、その現状を、現状把握というか、今のどういう状況になっているかというところで、池田議員の周辺の情報は分かりましたけど、このほかに、議員の皆さんの身近なところに、あるいは見聞きされているところで、こういう状況だよという、まず御報告をしていただきたいなと思いますけど。

藤田昌隆委員

順番があって、収集場、要するにごみを置く場所をどこにするかがまず一番なんですよ。

それで、例えば、高齢者がいるところは、そこまで持って行ききらんとかね、せからしいとか、面倒くさいっち。

だから、目の前、家の前に置くとかいう問題があって、それと、いや、そうじゃなくてここにみんなしましょうよって、もう社有地とか個人の空いたところをお願いしてやっているんですよ。

だから、本当は市として、ごみ箱とか、今、どこも新しいやつに補助金使ってやっているんですけど、その前に土地を借りたいと、市として借りる。全部、区長さんとかその辺に任せているんですよ。お願いしてくれんとかさ、ちょっとあそこ、空いているけんよかろうっち。

そこにすると、今度遠い人が、何で私は車で持ってこないかんかいつちなって、なかなか非常に難しい。

だから、そういう非常に微妙な問題もあるんで、1つは、まず場所を決めるにしても、市からある程度お金、要するに補助金をもらってね、じゃあうちのあそこを使っていいよっていう形をまず決めた上で——それから反対するところは、区長さんなりが行って、お願いしたりねっていうのがまず最初の問題なんですよ。

それから、2番目が、箱かな。箱も、各町でばらばらなんですよ。

そのばらばらの意味が、たくさん出すところとあんまり出さないところもあるでしょうけど、本当は市が、例えば1つでいいとか、2つでいいとかそういうある程度きちんとした捨てる籠かな、あれを統一すると一番いいんですけどね。

統一すると、じゃあこれを2つくださいとか、3つお願いしますとかいう形になるんで、できたらその辺の整備を、補助っていうか、補助整理、補助金つけた整理を一回すべきだと私は思うんですよね。

そうすれば、カラスが来ても、いろんなタイプがあるんで、カラスが引っ張り出したり、さっき言った猫が袋を破ってもあるんで、そういったものに対応できる器を統一化して、それに補助金つけてが一番いいと思うんですけどね。

竹下繁己委員

本当、おっしゃるとおりだと思いますね。

だから現状、鳥栖市があまりにも関与してないというか、全て各区長さんとか、そういうところに丸投げしている。

おっしゃったように、現状把握、そして土地を探すのも関与しない、ボックスも統一しない、丸投げ状態の今の現状から、もう少しその地域の現状把握であり、土地はこの辺に相談しましょうというところに区長と一緒に役所の人間も一緒に行くとか、ボックスも統一するとかそういった取組を、これから先、積極的にやっていただきたいなというところが私の思うところですね。

池田利幸委員

私もそのとおりだと思いますし、まず、区長さんっていうか囑託員さんの契約の中で、そういう、あの中に地域との調整をするっていうのが契約内容に入っていたりする、その部分にそれが絡むのかとかいう部分の関係あるかもしれないんですけど。

それと、少し話がずれるかもしれないんですけど、さっき藤田委員が言われてた高齢者の方々が端から端まで持っていけないよっていう部分で、あと、ごみ収集車があの大きな形で入れないところっていうのがあるんですね。

以前、僕もそこはずっと気になっていて、福祉のほうとかと話をした中で、福祉と環境でちょっとタイアップして、試験的にやってみようとしたのが、高齢者のところの細い道で、高齢者は家の前に出したい、足も不自由だからとかいう部分には、軽トラで入って行って、全部取って1か所に持って行くとかいう話も出てたんですけど、それも立ち止まったまんまで、話がちょっと今、ついでているような感じなんですよね。

もともと市としてやってみようという案が出てた部分もストップしているんで、そのごみ

の話、ボックスの話とかするとき、一緒にその部分も、どうなっているのかっていうのは、私自身としては確認したいなって思っている部分があります。

成富牧男委員

実は私、今回の一般質問で今、ここのテーマになっていることをするつもりが、はみ出してしまっただけなんですけどね。

現状っていうのは、いろいろありますよね、さっき言われた、特に私なんかはずっとこっちに、鎗田のところを通過してくるとほとんど家の前に置いてある。

ところが、例えばうちのところやったら、私は100メートル以上離れたところに持っていているわけですね。そこを造るのも、自分たちの手作り。

こっちは、ほんなそば置けるのに、そういう負担も何もないとか、矛盾をやっぱり感じるわけですね。

家の前に置くとと、それぞれの集積場って言うのと？その場所に置くの、何か基準があるって言うたら、方向的には、聞いとると思うけど、10世帯分ぐらいに1か所ずつっていうのをお願いしているんですけどって言いようけど、だけど、なかなかそれを、まさに地区任せで、そげん決めとんなら指導せろっちゅうあれがほとんどない。

それで、同じ地区内でも加藤田なんかを見ると、家の前にずっと置いているところと、やっぱり一ところずつしているところと、いろいろあるんですね。

だから、私が言ったのは、手続も踏まえて、いわゆる要綱みたいななんつくらんといかんのやないかと。さっき、いろいろ出ているやつも含めて。要綱をつくれというふうには、私も必要じゃないかというのを思います。

それと、細かい話をしたら、こっちの町区とこっちの町区で、この人から言うと、ここに出した方がいいと、一番近かところに出すとこっちにしか出されんと。

もう一つ、細かく言うと、市民感情っちゅうか、そこの区の班の感情から言うと、例えば、いわゆる区の組織に、自治会に入っていない人がいる。だけど、この人もごみは出すことができるわけよね。

それを、お前、組合に入らんとけん出さんっちゃ言われん。

だけど、このボックスは、さっきから言われたごと、区なりが造つとるもんだから、やっぱり何かそこら辺のルールが要るみたいな。何かいろいろルールをきちっと、私が言っているのは、要綱なんかをつくって、明文化する必要があるんじゃないかというふうなのを言いました。

だから、今出された問題提起は私も共有しているというところです。

以上です。

藤田昌隆委員

要綱をつくるにしても、本当、難しいと思うんよ。

さっき、個人でとか、私はもう、何であがるところに行かないかとか。

逆に、隣にあったら、もううちもそうやけど、すぐ入り口のところにあるわけよ。

何しよるかっちゅうと、置いて、収集車が持っていくやろう、そうしたら、その後にはちゃんと掃わき掃除せないかんとよ。いっぱいこう、カラスもしたり、入れ方が雑で、載っとなる上にドンって置いたり。

それで、別にうちが掃除する必要はないとばってんが、近くにあるけん掃除せんとかが悪いような言い方をされたこともあるわけよ。(発言する者あり) そうそう。

家のそばにあるけんさ、それで掃わき掃除とかしろとか言われるわけよ。

ふざくんって。こっちはね、確かに便利。便利やけど、そういうのも黙ってしよるったいな。草切ったり、周りを切ったり。

そういう中で、そいけん要綱をつくるにしても、1つは、議員もそうやけど区長さん、区長会でこの問題に対して、やっぱり地元と一番直結しているのは、もう区長さんやけんさ。

区長会から提案とか、それを見て、合わせて議会からも、今度は要するに金が要るっちゃろう。

さっき言った軽トラとかやって、人をつけて、じゃあどれぐらいの経費がかかるのか、恐らく莫大な——言い出したらよ。

あっちはしよるやないかいと、軽トラをわざわざ持っていきよるやないかいとなったら、收拾つかんたいな。

そいけん、できたらよ、区長会からまず提案してもらって、それを受けてお金がつくこと。最低限ここまでは何とかしましょうとか、そういった統一化した、ああいった物をつくりましょうとかいうのはできるけど、あんまり入ったら、もう本当、收拾つかないんですよ。

絶対、もうわざわざ3軒隣まで持って行かんっち、目の前に置くぞっち。それで、持っていけって。こういう声が多くなると思う。

あと……、(発言する者あり)

江副康成委員長

発言があれば、手を挙げてお願いします。

あと、まだ御発言というか、お話ししていない方のお話も聞きたいなというふうに思うんやけど、牧瀬さんいいですか。

牧瀬昭子委員

ボックスの話ということで、その件に関して、近所の方のお話とかもいろいろと出されて

いると思うんですが、現在、鳥栖市としてどういうふうな取組をしているかっていうのの一番基になるのが、一般廃棄物処理基本計画だと思うのですが、これの中身を見ていると、やっぱり半分に近い分かっていうのが紙類等、草木というのになっていて、そういったのを少しでも減らすことによって、ごみの量というのが減らせる。

そのボックスとかが荒らされるっていうのが、多分猫とか、生ごみを荒らすということになると思うので、何かそういった、このボックスを造ることによるほかのところで見るところの、見えなくなるので、何が何だか分からなくなって、また分別がしにくくなるかたがないのかとか。

現在の鳥栖市の計画に沿ってそれがなされようとしたのかとか、現状としてどうなのかというのを執行部のほうに確認をしたほうがいいのかなどというふうに思います。

分別のことで言うと、やっぱりプラスチックが19.7%ということで、これもすごくかさばって、量的には多くて、物としては軽いということで。

分別の中身でいくと、結構、分量が多くなってしまいうんで、それを――それちょっとずれてしまいますかね。

弥生が丘の方とかに言わせると、真木町のほうまで持って行かないといけないっていう問題が出てきていて、それを減らすことによって、この分別回収の場所にも量が減らせるのではないかという話もありましたので、ちょっとそれもつけ加えてお話しさせていただきました。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありません。その件については、特段。

江副康成委員長

じゃあ私、委員長じゃなくて一委員として。

ちょっと私のほうから、実は私、今、班長さんやっております、この問題、2年目に班長さんになっていて、もう結構、悩まされてとか、大変な思いしているんですけどね。

まず1つは、カラス、猫、タヌキ、いろんなどころから食い荒らされて、非常に散乱して、もう大変な思いをして。

早く出した人が悪いんじゃないとか、いろいろありましてね、アパートと我々と地元にいる人と共用してやっていたんですけども、その辺りがアパートのほうから、自分たちは自分たちできちんとやるから、そういうふうにさせてくれということで、自治会と、もともと住んでいる人だけのボックスを設置したんですけど、そのときどこに置かかって、ちょっと私はこういう立場やけんが、いろいろ相談しやすいけど、それを皆さんで探すのは、結構大変やろうなという思いがしました。

そういったところで、ある程度公的な後押しがないと、そういうところをどこに設置するかということもなかなか決まらないのかなというところがあって、ある程度、行政の積極的な関与というのは必要なのかなというふうに思いはいたしまして。

それと、設置したとしても、あとは出し方ってところがやっぱり問題があって、8時から鳥栖環境さんの回収は始まるんですけども、前の日からとかいうところになると、出したりすると、猫とかタヌキとか夜行性のやつは、一回味しめると、餌場になって、定期的に餌がもらえるとって来るんですよ。だから厳しい。

それで、置いているボックスもいろいろまちまちで、今の新しいアパートとか、ああいうところは、きちんとしたところでまず入らないけど、我々が造ったようなところは、置く、パタンだから、潜り込んだりとか、上とか、なかなか徹底しないもんで、置いたからといってごみの散乱がなくなるわけじゃないということも1つ問題としてあるということなもんで。

そういったところを考えると、やっぱり、ある程度ルールを、マナー的なルールを決めて、公的なところで皆さん場所を用意させて、設置するのがいいのかなと。

やっぱり、ボックスと網だけ置いてやっているところは、網だけやっているところのほうが被害は多いみたいに見えるから、ボックスがあるというのはやっぱりいいのかなと。

あとは、やっぱり新しいマンションとかアパートは、きちんと、今ボックスを設置するのが許可条件なのかどうか知りませんが、きちんとされているんですけどね。

新しいところは、そういう動きに合わせて、既存の、まだそういうところが結局は、徹底していないところは、行政的な後押しで、徹底して、そしてやっぱり環境を乱さない、今やっぱり、環境を乱すけんかもしれんけど、カラスが多い。うちの辺りは、タヌキもいるし、猫もですよ。

一個人としての意見は、そういうところで、やっぱり、皆さんが不愉快な思いするような環境破壊の1つの原因になるけん、ぜひ積極的な関与をしてほしいなという思いでございます。

それで、今ちょっと、提案者の竹下委員から言ってもらったんですけど、そういうところで、積極的に、行政の関与及びボックスを設置するということにしては、皆さん、特に御異議がないような気がしたけど、その点についてはよろしいですか。

一番初めの提案は、その部分、今回の提案の趣旨はそこです。(発言する者あり)

そういうところで、竹下委員の提案に対しては、もうちょっと行政の積極的な関与及びボックス設置の徹底というところが、一つの御提案だったのかなと思います。

藤田昌隆委員

積極的な行政の関与っていう言葉の中にボックスの新しい設置とか何が入っているのか知らんけど、今さっきの言葉の中にルール、地元の、ほいじゃあ、マナーからしたらどうのこのって、それはそれこそ、例えば、柚比町やったら柚比町の中でルールの、絶対これは何時から何時まで出してくださいよという、この強制っていうか、そういう文書で一回指示徹底をさせんと、何でんかんでん行政、行政というのもおかしいし。

行政が口を出すんやったら、そういった、まずお金の問題。要するに、土地を借りるときには、ちょっと賃借料を出すとかね、補助金を、ボックスのあれを高めるとかさ。そういうところまでせんと、さっき言ったように、この問題をしようっち思ったら、市が本当に入りだしたら、全部、幾ら金があっても足らんぐらいの対応になるわけよ。

そいけん、さっき言ったように、いや、俺はわざわざあがんとろまで行かんっち、目の前に、家の前に置いとくけん持って行けっちね。

そういうことになったら收拾がつかないので、できたらそういう具体的な補助金を出すつもりはありますかとかさ。そういうものを追い求めたほうが一番いいかなっち。

前に、地元のルールとして決まり事をするんやったら、そこをまず地元で徹底していただくような形にしたほうがよくないねっち。

竹下繁己委員

恐らく、各地区、各町でそういった御意見を言われる市民の方、いらっしゃると思うんですけども、町でそのルールを決めて、区長さんたちがこういうルールにしましたよっていうふうに言って、その後ろ立てというか、公的なものが……、区長さんも替わっていくじゃないすか。

そうしたら、あの人は言うこと聞かんもん、困っとるっていうようなときに、公的な機関が後押しすることで、もう鳥栖市ではこういうルールになっとる、この町ではこういう、もちろん各町の、各地域の御意見を取り入れて。

そういったルールをつくるときに、積極的に鳥栖市としても関与しなくてはならない。

先ほど、成富議員から言っていたんですけども、自治会に入っていない方もいらっしゃるんですよ。

その方たちは、じゃあごみは自治会で造ったごみ箱だから入れさせませんっていうわけにはいかないわけで。

また、その人たちに、あなたたち自治会がつくったルールでしょう、私は、自治会に入っていないから、それに従う必要ありませんと言われてたら、これまた面倒くさい話になって、区長さんたち、班長さんたちが御苦労されるというような状況になっていると思うんですよ、今。

だからこそ、鳥栖市が積極的にそのルールづくりにしろ、その土地の賃借にしろ、ボックスの設置にしろ、ごみの収集の仕方に対して積極的に関与していただきたいと、私は思っているんですけど。

江副康成委員長

ちょっと、また私のほうから、あと1つ付け加えなんですけど、今、資源物回収って町区でやっとならないですか。

今まで、立番をずっとやってたんですけど、今年かな、新型コロナの関係で立番しなくて、設置だけしていた形で。

その辺りのところは、最終的には、環境対策課は自分たちの責任でやるからというところで、結構、市民協働と言いながら、地元にちょっと甘いやないけど、市民協働って言ったら下請課みたいなことを昔、ちょっと言われたときもあったんですけど。

そうじゃなくて、市が積極的にやらんといかんなど、いろんな事情も各自治区で違うからということで、そういう市の、行政の転換もあるみたいなもので、よかったらそれに合わせて、こういうところまで、我々が後押しして、行政として、最終的に結果としてごみが散乱していない、カラスもたからない、そういう環境にできるのであれば、そっちのほうは税金の使い形としてもいいのかなというふうに、私はそう思うところもありますけどね。

ちょっと変な——変なやないけど、そういう話もしましたが、最終的に、ごめんなさい、もうそろそろ、竹下委員がさっきまとめてくれたけど、ボックスの設置も含めて、我々として、そういう後押しはしたほうがいいんじゃないかなというようなところでよろしいですか。

藤田昌隆委員

各市町で、どういう形でどういう補助金を、どこが何か所あって、大体何か所あって、新しい補助金をもらってやっているところと、昔のままの、何か籠みたいなのをただほん投げとるところもあるったいな。

その辺の、さっき池田議員も言ったように、まず現状を一回調べてもらって、それからしましょうか。いろんなやつを、補助金の話とかね。

それがいいかと思いますが。

江副康成委員長

今日、自由討議やけんが、我々が話せる範囲と調査の分は、当然、環境対策課、原課のほう把握しているところやから。

そういったところはお聞きして、我々だけじゃなくて、原課が動いてもらうために話してるわけやから。

まず、どういう状況にあるかというやつは、聞く機会を、ちょっとまた改めて設けて、ま

た先に進めていくという形でよろしいですか。

成富牧男委員

さっきから出ていました、補助金を使っって言われた、補助金は何の補助金かなと思って、お尋ねです。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時36分休憩

oo

午前10時38分開会

江副康成委員長

再開します。

成富牧男委員

答弁の中で出てきましたけど、どういう補助金か、ちょっと私、不案内なもので、どういうものかなと思ひまして。これだけ質問したいと思ひます。

藤田昌隆委員

柚比町とか、ボックスが、ごみを入れるやつが実際に2つぐらい補助金っていうか、どういう名目の補助金か知りませんが、出しているんですね。

それで、それを明確するために、一回執行部にきちんと聞いて、それで返答したほうがいいと思ひます。

以上です。

江副康成委員長

それでは、執行部のほうに、調査というか、現状を聞く部分が必要だということを併せて、そのあとボックス設置が進むようにこの委員会としても協力、あるいは後押ししていきたいということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩



午前11時開会

江副康成委員長

再開いたします。



報 告（国保年金課）

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間の延長について

江副康成委員長

総括に入ります前に、国民年金課からの報告をお受けしたいと思います。

古賀友子国保年金課長

国保年金課でございます。

議案外でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間の延長について報告をさせていただきます。

国民健康保険における傷病手当金の創設につきましては、専決処分により条例化し、さきの6月議会におきまして承認をいただいておりますが、当初、適用期間、国の財政支援期間につきましては、今年の9月30日までとしておりましたが、その後国から国の財政支援期間を12月31日までとする。

さらに、令和3年3月31日までとする旨の事務連絡がっておりますので、鳥栖市におきましても規則を改正し、現時点では適用期間を令和3年3月31日までとしております。

支給の実績といたしましては、相談件数は5件でございましたが、支給の対象となったのは1件でございました。

以上、報告とさせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいこと等、あるいは意見等ございましたら、お受けしたいと思
いますけれども、よろしいでしょうか。

池田利幸委員

すいません、御説明ありがとうございます。

ちょっとお尋ねというか、これ支給に至る要件っていうか、相談5件あって1件が支給対
象になったっていうの。

これ、どういう場合が支給の対象となっているのかっていうのを教えていただけますか。

古賀友子国保年金課長

支給の対象といたしましては、鳥栖市の国民健康保険の被保険者であり、そのうちの被用
者の方、会社とかで働いてあって給料をもらわれている方で、コロナに感染されたか、感染
の疑いがある症状が出た方ということになっております。

池田利幸委員

では、御相談あった5件の中の4名の方は、そういう相談ではなかったっていうことにな
るんですか。

古賀友子国保年金課長

5件のうち、1件は社保の方でありましたし、あとはもう被用者ではない方が2人と、も
う1人の方は被用者ではあったんですけども、コロナ以外の病気での御相談でございまし
た。

池田利幸委員

ありがとうございました。

成富牧男委員

同じく対象のことで、被用者でなかったってどういう意味ですか。却下した分。

古賀友子国保年金課長

被用者の方は2人でしたけれども、そのうちの1人の方は別の病気での相談でございまし
た。

成富牧男委員

その被用者っていうの、丁寧に説明してもらえますか。

古賀友子国保年金課長

社会保険などの、国保以外の、給料とかをもらってあって社会保険の被保険者の方でござ
います。(発言する者あり)

江副康成委員長

いいですか。

それなら、もう一回しますか。

じゃあ、再度答弁をお願いします。

古賀友子国保年金課長

申し訳ございません。

国保の被保険者であって、給料をもらわれている方でございます。

成富牧男委員

これ、何か違ったら言うていただきたいんですが、給料をもらっていない、雇い主で国民健康保険に入っていてっていう人は該当しないんですか、社長さんは。

古賀友子国保年金課長

今回の傷病手当金については、該当しておりません。

成富牧男委員

いろいろ要望あっていただけど、期間の延長はあつとるけど、そういう対象者を広げるというのは、今もあっていないということですね。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、よろしいですかね。

これで国保年金課からの報告を終わります。



総 括

江副康成委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

今回、保育所等 I C T 化推進事業があつて、そこでも質問をさせてもらったんですけど、ちょっとだけ重複しますが、これについては平成30年12月の答弁の際、ちょっと議事録も確認したんですけど、－〔発言取消〕－勉強会の中で細かいやり取りをしていたので、正式な委員

会の中では、議事録というのは細かい部分は残ってはいなかったんですけど、もう今回はシステム導入をするということやったんですけど、平成30年12月はそうしたシステムに似たっというか、システムのような同様の環境があるっちゅうことで、もうほかの既存園はですね。

ですから、新しく建てた3園がっというような、必要性があったので導入しますということだったんですが。

今回のやり取りの中では、もう今までなかったから新しくその業務軽減につながるようになっていう答弁やったんですよ。

この答弁の内容が、正式な議事録の場で—————〔発言取消し〕—————残っているかっちゅうたら、そこは残ってなかったんですけど。

残っていたとしたら、その答弁の整合性から、平成30年の12月の答弁のこの部分は訂正をしなければならないっていうふうな状況にもなりかねないので、この本件に限らずなんですけど、こういう答弁の内容が、そのときと数年経過した後に、方針というか、中身が変わるようなことがあってはやっぱりいけないと思いますので、今回は保育所等ICT化推進事業についての委員会でやり取りが、また改めてあったわけなんですけど。

この改めてしたやり取りを正式として、今までは、実際そうした環境もなかったの、新たにそうした環境を構築して業務軽減を図っていくという目的でやっていくということで理解をいたしますので、このシステム導入後は、各園任せになってしまわんように、言うたら平成30年12月から3園は導入したけれども、その後の流れがやっぱり状況把握であったり、そういうのも含めて、なかなかない中で、今回突如出てきたような形になっているんで。

目的に沿って、きちんと今後、機能しているかとか、役に立ってるかとか、そういうのっていうのは、行政がお金をつけたからには、やっぱり把握していく務めがあると思いますんで、情報共有とか業者から聞きながら、より効率的になるように助言をしていくとかですね。

また、園長会等もあると思うんで、その中でも意見等を求めながら、今後の状況把握とか、また何か機能的に動いていないようなところがあれば、その状況改善とかにもしっかり努めていただいて。次の委員会では、今回やり取りした形が繋がっていくようにしていただきたいなと思いました。

これについては、まずこのICT化推進事業にかかわらず、やっぱりどの答弁においてもつながりがずっと出ていかないといけないので、今はたまたまこども育成課に対しての総括っていうふうになってしまいますけど、これはもう全庁においてですよ。

もう、一般質問等でもそういう答弁が変わることがあったら、やっぱりそこは指摘があると思いますので、より注意していただいて、答弁においても努めていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

総括を終わります。



採 決

江副康成委員長

これより、採決を行います。



議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

まず、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決されました。



議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

江副康成委員長

次に、議案乙第32号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、議案乙第33号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

江副康成委員長

次に、議案乙第36号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に、議案甲第47号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について採決を行い

午前11時10分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時23分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

所管事務調査

厚生常任委員会のテーマ（スポーツ推進・文化芸術振興）について

江副康成委員長

それでは、前回に引き続き、厚生常任委員会のテーマについて協議を行います。

今日、こういう形でお集まりいただきまして、前回、所管事務調査で、今のスポーツ振興課及び文化芸術振興課の現状の取組について、当委員会としても状況把握が非常に進んだのかなというふうに思っております。

それを受けまして、議会報告会がありまして、厚生常任委員会として、この2つのテーマについて、市民の皆様に御報告させていただきました。

それは、御手元、あるいは、もう目を通していただいたと思いますけれども、パワーポイントでつくったやつを、市民の皆さんに知っていただきたいということで、お話ししたんですけれども、その中のまとめの部分、その部分を、今日2枚物にして御用意させていただいておりますので、それで、今回我々がどういう形で進めていきたいのかなというところをお話しさせていただければと思います。

まず、御手元にありますが、スポーツ推進の在り方について。厚生常任委員会のテーマということで、あんまり長くないものですから、ちょっと読み進めながら御説明させていただきますと思います。

これからの課題ということで、スポーツ都市宣言の下、スポーツを通したまちづくを進めている鳥栖市。

その中で、施設の新設、体育館だとか野球場、運動公園、また、施設整備などを推進する必要があるということで、施設整備については、一番下から4行目以下に、今、我々のほうにも改修が進んでいる部分はお聞きしておりますので、そういったところで、先に進んでいるんだなと思っておりますけれども、赤字のほうで書かせてもらってますけれども、施設の新設がないというところで、絶対的な物が足りないんじゃないかというところ、強い意識を持っておりまして、これを厚生常任委員会のスポーツ推進のほうのテーマに掲げさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

1 ページ飛んでいただきまして、文化芸術振興の在り方について、厚生常任委員会のテーマというところを書いておりますけれども、我々が考えている問題点として4つ。

各団体も高齢化が進み、文化継承が難しくなっている。

2 番目、ボランティア活動で貢献されているが、財政難で市からの援助が必要である。

3 番目、活動の施設も老朽化してきており、改修などの必要性がある。

4 番目、活動がまだ十分に市民の皆様に認知されていないということで、要は、解決策の次に活性化というふうにあります。何らかの形で、より今言ったような問題点を解決するための活性化策について、当然、執行部のほうも考えられているでしょうけれども、我々が何か後押しできるようなところはないのかなというところを考えると、その部分を文化芸術振興のほうでのテーマにさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

解決策として、ちょっと我々が出していたところが、市報により、各団体の活動を認知してもらい、若い人の参加を促すだとか、市として補助金等で援助するだとか、また体験等を実施し、門戸を広げるだとか、これに限らず、いろんな推進策があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それで、こういったテーマを掲げまして、これから先は、実際に、我々も今度は成果を、さっき言ったキーワードのところの成果を求めたいなというふうに思っておりまして、結局、実務をされている執行部の皆さんと、我々が抱えている成果のところを、すり合わせやないけど、実現可能性が高いという部分があれば、それを今度、委員会として引き取って、全体で、より強力に御提言させていただけないかなというふうに思っているところでございます。

そういったことで、今後、次この所管事務調査を、大体1月末か2月初めの頃に、一応できればなと思っております。それまでに各委員、あるいは複数という形で、執行部の皆さんに、こんなこと、どうなんだろうと、そういう形のお問合せ、あるいは、一緒に何か、自分の、どうしても実現したいために、こんなことができればできるんだと思うけどという

ようなサジェスションがあれば、それに対して、我々も調査・研究するとかいう形で、ともに前に進んでいくような形で、結果を求めながら、先に進んでいけたらなというふうに思っているところでございます。

本日は1回目の所管事務調査から、イベント等、幾つかありまして、そういったところの御報告ということで、我々が考えていることを、執行部の皆さんに、スポーツ文化部の皆さんに知っていただきたいというのが今回の趣旨でございますので、御理解賜りますようよろしく申し上げます。

私のほうからは以上です。

私の拙い説明で分かりにくいところがあれば、ちょっと御質問じゃないけど、聞いていただければ、より確かなところで、次の所管事務調査に向けて十分な準備ができるんじゃないかなと思っていますので、忌憚のない御意見等も含めて、言っていただければと思います。

私だけじゃなくて、各委員のほうから答えることもあるかと思えますけど。

よろしく願いいたします。

樋口伸一郎委員

すいません、今、2枚資料あるんですけど、課題があるじゃないですか、それぞれに。課題と問題です。

ですから、まず課題っていうか、そのキーワードで言うと、新設と活性化なんですけど、その課題が、まず、執行部のほうもそういう課題があるっていうふうに認識をされていて、ここと共有できるのか、その課題を。

例えばですけど、さっき言ったスポーツの新設においては、例えば、もう実際そういう活用する場所がないっていうのは、ほかのたくさんの議員さんの一般質問の答えの中でも、いろいろ課題の共有はしてあるっていうような認識は、こっち側としてはできているんですけど、そもそも執行部のほうも、本当にそれが課題として捉えておって、どうにかしたいっていう思いが共有できているのかっていうところですね。

まず、スポーツに対してもそうですし、文化に対しても、その活性化、実際こっちもしていかないかんと思うし、執行部としてもそれをしていきたいけれども、今の現状では、執行部だけではここまでしかできんというところを協力していければいいのかなと思うんで、そこを共有できているかっていうところを、まずお聞きできればなと思うんですけど。率直なお考えを。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時31分休憩



午前11時51分開会

江副康成委員長

再開します。

佐藤敦美スポーツ文化部長

本日、皆様とのこのお時間を取っていただき、お話を聞かせていただいたことを、大変ありがたく受け止めております。

同じ課題意識を持って、一緒にスポーツの推進、それから文化の振興というような形で進めていくことは、本当に私たちにとってもありがたいことでございます。

ぜひ一緒に考えていただき、いろんな知恵を出し合って、ともにスポーツ、文化の推進に取り組んでまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

よろしく願いいたします。

本日の協議はこの程度にとどめることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、協議を終わります。



江副康成委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



江副康成委員長

これもちまして、令和2年12月定例会厚生常任委員会を終了します。

午前11時53分散会

令和 2 年12月17日 (木)

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

4 日程

発言取消しの申出の件

[採決]

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

午後3時15分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

発言取消しの申出の件

江副康成委員長

お手元に配付のとおり、樋口委員から発言取消しの申出があります。

お諮りいたします。この取消し申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、樋口委員からの発言取消し申出を許可することに決しました。

なお、発言を取消す部分につきましては、委員長において後刻記録を調査の上、処理することといたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

以上で本日の厚生常任委員会を終了いたします。

午後3時15分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成 ⑩

